

平成24年12月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成24年12月5日(水)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度東庄町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 7 議案第36号 東庄町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第 9 議案第38号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第39号 平成24年度東庄町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)

出席議員(15名)

- 1番 林 俊之君
- 2番 大網正敏君
- 4番 花香孝彦君
- 5番 佐久間義房君
- 6番 板寺正範君

7番	城之内	一	男	君
8番	高木	武	男	君
9番	林	甚	一	君
10番	鈴木	正	昭	君
11番	多田	和	弘	君
12番	土屋		進	君
13番	山崎	ひろみ		君
14番	宮崎	正	吾	君
15番	高嶋	雅	弘	君
16番	鎌形	寿	一	君

欠席議員

なし

出席説明員（13名）

町	長	岩田	利雄	君
副町	長	清水	正幸	君
監査委員		平山	茂	君
総務課	長	五十嵐	秀司	君
病院事務	長	宇ノ澤	康成	君
町民課	長	池永	芳則	君
健康福祉課	長	林	敏行	君
会計管理者		石毛	克身	君
まちづくり課	長	金島	正好	君
農業委員会事務局	長	河津	静夫	君
教育委員会委員	長	小林	衛治	君
教育	長	小澤	茂	君
教育課	長	鈴木	努	君

出席事務局員（3名）

事務局	長	小林	豊
次	長	青柳	清子
主査	査	箕輪	広次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は15人全員です。

ただいまから、平成24年12月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、15番 高嶋雅弘君、8番 高木武男君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月6日までの2日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、高嶋雅弘君。

15番(高嶋雅弘君)

それでは、平成24年12月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る11月27日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案5件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から明日12月6日までの2日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は7人の議員から通告がありましたので、これを行い延会といたします。

明日6日は時間を午後2時に繰り下げて本会議を開きまして、承認第3号を上程、質疑・採決。続いて、議案第36号から議案第39号までを順次それぞれ上程し、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び一部事務組合の議会報告等を行います。

また、お手元に陳情書の写し2件を参考配付としてお配りしましたが、本町

議会としては、議員各位に配付するのみにとどめることにしましたので、ご了承をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。
本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。
以上です。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から12月6日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月6日までの2日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

9月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、平成24年9月1日から11月30日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず1ページ目でございますけれども、総務課の庶務関係ですが、10月2

4日に第3回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。地域の課題や問題となっていることを直接区民の代表者から発言していただくことは、町政を運営する上で大変有意義なものと考えております。

次に、下段、防災関係でございますけれども、11月22日に第1回防災会議を開催いたしました。現在、東日本大震災や異常気象による風水害などを踏まえ、町の地域防災計画の見直しを行っております。防災会議では国・県の関係機関など16名の方を委員として委嘱申し上げ、改定方針を説明させていただき、年度内の策定に向け実効性のある計画となるよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、3ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、町県民税等の新規・更正分納入通知書及び未納者に対する督促状を記載のとおり発送しております。これからも徴収率の向上に努めてまいります。

次に、5ページ目、上段の人権・行政相談関係でございますけれども、11月17日、「みんなで人権を考える集いin東庄」を開催し、北総地域一帯の市町村から300名の参加をいただきました。

次に、7ページ目、中段の健康福祉課の高齢者福祉関係でございますが、9月28日に金婚・米寿をお祝いする会を開催し、さらに9月19日に記載のとおり敬老祝金の贈呈を行いました。また、満100歳のお祝いということで、10月18日に4名の方のお宅にお伺いをし、お祝いの品等を贈呈してまいりました。さらに10月24日、230人の参加をいただきまして、高齢者いきいきレクリエーションを開催しております。今後も高齢者が元気にいきいきとした生活がおくれるよう、各種施策に取り組んでまいります。

次に、8ページ目、9ページ目の衛生関係、保健関係に記載のとおり、各種検診、予防接種、保健指導等の事業を実施しております。

また、10ページ目、中段に地域包括支援センター、デイサービスセンター等の活動、利用状況を記載させていただいております。老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、11ページ目、まちづくり課の建設関係でございますが、道路改良工事等、記載のとおり工事を発注いたしました。

次に、13ページ目、中段、商工・観光関係でございますが、県内の各種イ

ベントで東庄町の観光PRをしてまいりました。また千葉テレビ放送局と天保水滸伝を活用した観光PR事業について契約を締結いたしました。地域活性化に向け事業を進めてまいります。さらに、10月21日には第3回ラジコン航空ショー、11月3日には第25回東庄ふれあいまつりが開催され、どちらも町内外から2万人ものご来場をいただき、活気のある催しが続きました。

次に、15ページ、農業委員会関係でございますけれども、農業委員会だよりの第1号が発行されました。農業委員の皆様方には農業における地域の主導者として活躍をいただいておりますけれども、第1号の発行を機に元気な農業者の紹介や農業委員会の活動、また農業情勢など、さまざまな情報を発信していただくことを期待しております。

最後に15ページ目、東庄病院関係でございますけれども、11月12日、第2回臨時議会で可決をいただきました医療機器等の納入業務委託契約を締結いたしました。今後とも旭中央病院との連携を図りながら、医療体制の充実に努めてまいり所存でございます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

小澤教育長。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。16ページをごらんください。

1、教育委員会関係ですが、10月1日に多田和代新委員が就任されたことにより、第2回臨時教育委員会を開催いたしました。委員長に小林衛治氏、職務代理者に向後元道氏が選出されました。

2の学校教育関係、(2)諸会議ですが、11月28日に就学指導委員会を開催し、13名の幼児・児童の次年度の就学について話し合いました。13名の中、現在の6年生に2名の肢体不自由児が在籍しておりますが、東庄中学校への進学の方で進めております。

17ページ、3、生涯学習関係ですが、10月28日に子どもスポーツ大会に450名の参加、11月3日の第38回東庄町文化祭に約8,000名、11月25日のコジュリンマラソンに320名の参加がありました。どちらも晴

天に恵まれ、盛會に終了いたしました。

4の公民館関係ですが、歴史教室を2回、ことぶき大学を3回、家庭教育学級移動教室を3回実施しております。あとは記載のとおりでございます。

以上で報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

おはようございます。一般質問をさせていただきます。

きょうは三つのテーマについてお聞きしたいと思います。1点目が東庄町立国保東庄病院について、2点目が香取市東庄町病院組合立国保小見川総合病院について、3点目が東庄町水道事業についてであります。

最初に、国保東庄病院についてお聞きします。

「人を見ずして病を見る」という医師の専門分野への極端な傾向に拍車がかかり、病を持つ人間そのものを見られない医師がふえたとの批判から、全診療科を研修することを義務づける新医師臨床研修制度が2004年に導入されました。そのことにより、それまで医局人事と言われる大学附属病院が卒業して間もない医師たちを病院医局の管理下に置き、勤務先を指定していた時代から、医師が自分自身の選択で研修したい勤務先病院を選び、その医師を受け入れる病院側との面談で決める、いわゆるマッチング制に変わっていったため、大学病院に残ることを希望する医師の数が減少し、それまでの支援病院からの要求どおりの医師数を送り込めなくなったことから、特に医局のみに頼ってきた地方の病院での医師不足はさらに厳しいものになってきております。そのような中で、東庄病院は高石病院長をはじめ、医療関係者の努力で厳しいながらも医師を集め、今日まで東庄住民の命と健康を守ってこられたことに冒頭敬意をあらわしたいと思います。

こんな中、地方公立病院の模範的存在である国保旭中央病院が平成24年4月現在の数字で1日平均外来患者数2,869人、1日平均入院患者数727

人という公立病院では異常とも思える、余りに大きくなり過ぎたため、医師の労働環境が悪化し、それが医師の大量退職を招く結果となり、ついに救急患者の受け入れを制限せざるを得ない、地域医療崩壊にもつながる危険な状況になっております。何でもかんでも旭中央病院に頼り過ぎる現状を打破しなければますます医師がやめていく結果となり、地域全体として今のような医療サービスを受けられなくなる可能性は増大しつつあります。

ちなみに申し上げますと、医療介護情報分析センターの情報によると、ベッド数500床以上の公立病院と比較すると、医師の平均年齢が平均43歳であるのに対し、旭中央病院は37歳と6歳も平均年齢が低い数字となっております。これは病院を支える中間層の医師が去っていったため、少数の管理職クラスの医師で、研修を終えたばかりの経験の少ない医師が圧倒的に多いと分析されております。また、指導医クラスの医師が不足しているため、ことしの研修希望者が初めて定員枠を下回ったという憂慮すべき事態になっております。

このような状況の中で、その意味でも当町にある国保東庄病院の実力、すなわち何ができて、何ができないかを町民1人1人に知っていただき、有効に利用していただくために質問をいたしますので、わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。

それでは1問目として、東庄病院には現在4名の常勤医師と3名の非常勤医師、そのほかに毎月交代で旭中央病院から研修プログラムの一環として研修医1名が勤務していると承知しております。常勤・非常勤の先生方1人1人の専門分野、またどのような関係で勤務をお願いしているか、いわゆる招聘方法、先生方との契約期限のある・なし、ある場合はその期限、また標榜している外来診療科目、診療日、診療時間をお尋ねいたします。

二つ目として、また医師の場合は週32時間以上で常勤とみなされますが、東庄病院の場合、常勤の先生方は週何時間労働となっておりますでしょうか、あわせてお伺いいたします。

二つ目に、医療機器と医療サービスについてお伺いいたします。

3問目、先日の議会で千葉県の医療再生基金の資金を利用して5種類の最新の医療機器を新たに導入することが決まりました。その中で最も高額なものがコンピューター断層撮影機、すなわちCTと呼ばれるものです。この機器はエ

ックス線を発生するエックス線管球と、それを受ける検出器が人体の周りをついて回転しながら、人体を通過してくるエックス線をコンピューター処理することで、人体の輪切り画像をつくり出す装置であります。現在、病院にある二列式と呼ばれるもので、人体の周りを1回転することで2枚の画像が撮れる装置であるのに対し、新しく導入するGE、アメリカジェネラル・エレクトリック社の16列CTは、1回転で16枚の画像を撮ることができるものです。高速でより鮮明な画像が撮れるものです。その他、新たに4種類の最新の医療機器が導入されますが、現在ある医療機器も含めて、どのような面で患者の要求に対応できるか、お尋ねしたいと思います。

4問目として、5種類の医療機器の導入時期が決まっていれば、使用開始時期についてもお尋ねしたいと思います。

5問目として、当然鮮明な画像が得られても、その画像を読む専門医の存在も重要です。撮影した画像を読むことを専門にする放射線医という専門の診療科も存在します。現在は撮影した画像を東庄病院の先生が診察室の机の上で読んでいますが、専用のインターネット回線を使って専門医に送り、その画像を分析してもらうことも可能になっています。その結果を診断書をつけて、ネット回線で翌日には送り返すサービスを利用している医療機関も出てきました。性能のよい撮影装置を持ち、画像を高速で送れる装置をネットにつなぐことができれば、専門の医師が病院にいなくてもこのサービスを利用すれば、患者は撮影した翌日に同じ医療機関に行けば結果がわかる大変便利なサービスであります。医師不足の地域では必須の装置となると思います。

東庄病院でも院内のみに撮影画像を送るPACSと呼ばれるインフラは既に稼働していると聞いておりますが、今回の機器の導入でフィルムではなく、DICOM画像をネットでやりとりできるサービスが旭中央病院との間のできるようになると伺いましたが、実際どのような状況なのかお伺いいたします。

続いて、入院体制についてお聞きします。

6問目になります。東庄病院の許可病床数は一般病床32床、医療療養型病床5床、介護療養型病床43床の合計80床ですが、それぞれどのような患者さんを対象としているか、お尋ねいたします。

7問目として、また二次救急指定病院として24時間365日、救急患者を

受け入れる体制をとっておりますが、医師、看護師、事務員、担当など夜間待機しなければいけません。どのような体制で対応されていますか、お尋ねいたします。

8問目として、救急患者として夜間、どのような患者の受け入れを行っておりますでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、役割と今後の課題についてお伺いをいたします。

東庄病院は地域医療に力を入れる総合医の研修病院として、訪問診療を行っているとおっております。常勤4名の先生方で外来をやり、入院も見て、さらに訪問診療をやるのは大変だと察しますが、どのようにやられているか、お伺いしたいと思います。

外来患者数が多過ぎて医師が去っていく旭中央病院の現状を踏まえ、今後東庄病院の役割としてどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。また病院現場で働く職員としてどのようなことを希望されているかもあわせて伺いたいと思います。

続いて、大きなテーマ、小見川総合病院についてお聞きします。

香取市には公立の病院が二つあります。一つが国保小見川総合病院であり、もう一つが千葉県立佐原病院であります。千葉県が示した「香取海匝地域医療再生プログラム」で、小見川総合病院と同じ香取市にある県立佐原病院を経営統合化、連携化、またどうにか一緒にならないかなどを提案する形で青写真を県が作成したことから、小見川総合病院はなくなってしまうのではないかと病院関係者を含め、患者、住民、大変心配しております。昨年1年間をかけて1,000万円の千葉県再生基金を使い専門家に依頼し、ことしの3月にその調査結果が組合議会に示されたと認識しております。

小見川総合病院へかかっている東庄町からの実質患者数は、2008年から3年間を平均すると年1,976人、約2,000人とのことであります。香取市の小見川地区の住民が圧倒的に多く年間1万705人で、東庄町はそれでも小見川地区に次いで2番目の患者数であります。ちなみに、山田地区の患者数は年間900人と東庄町の半分程度であります。

小見川総合病院は院長をはじめ、多くの医師が千葉大学医学部附属病院の医局からの先生方が多く、旭中央病院や東庄病院とはまた違った特色があります。

最近外科の手術件数がかなり少なくなっておりますが、人工透析を必要とする患者、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、小児科、脳神経外科などの診療科に車で20分程度で行ける近距離の病院は、今後も東庄町民にとって大変重要であると認識を持っている次第であります。それを踏まえて質問させていただきます。

1問目として、小見川総合病院の経営の一端を東庄町も担っております。経営に参画しているいきさつ、またその重要性についてお伺いしたいと思います。経営に参画しなくても、患者として病院での診療は受けられますが、入院時の差額ベッド料金が高くなったり、旭中央病院が行っているような選定事業費と呼ばれる病院独自の料金を徴収したりして、旭市民以外の患者に対して実質上の受け入れ制限に近い状況も経営に参画しない場合は起こり得ます。また、経営に参画しているからこそ当然、経営に対し意見が言える立場にあるわけです。経営に参画しているいきさつと、その意義についてお考えをお聞きしたいと思います。

二つ目として、一部事務組合という形で香取市と共同経営をしているわけですが、どのような点を明文化して取り決めているのか、お伺いいたします。今回のように、千葉県が県立佐原病院と小見川総合病院を統合するようなプランを示した場合、対象となる一方の病院を共同経営している場合はどのような手順で対応していくのかは大変重要です。このようなことは予想しなかったと思いますが、取り決めるべきではないかと思っております。お考えをお聞きしたいと思います。

二つ目として、負担金の額と内容についてお聞きします。

三問目になります。小見川総合病院の経営に東庄町が負担している負担金の額と、その内容についてお伺いいたします。医業外収益の負担金・交付金の項目と、看護師養成事業の負担金・交付金と2項目で負担しています。同時に、小見川総合病院に関して国から地方公共団体に交付される病院事業にかかわる地方交付税措置があります。許可病床と救急告示病院分に対する普通交付税措置と不採算地区病院や周産期医療などに対する特別交付税です。香取市と東庄町が共同経営なのでその割合で交付されるはずであります。その数字がわかればお伺いしたいと思います。

同時に、看護師養成事業に対する負担金は国の交付税措置があるのかもお聞きしたいと思います。

4 問目として、病院組合は平成 23 年の予算に 1,000 万円を計上し、県立佐原病院と小見川総合病院の連携のあり方を検討し、平成 24 年 3 月に正式な報告書を作成したと聞いております。小見川総合病院にかかわっている以上、東庄町民としてどのようなことになっているか関心を持たないわけにはいきません。その報告書はどのようなものなのかについて、東庄町民に対し情報を公開し、問題意識を共有することが必要と考えます。その内容と公開についての当局のお考えをお聞きしたいと思います。

5 問目として、東庄町は自前の病院を抱えながら、同時に香取市と共同で小見川総合病院も抱える状態です。近くに病院があることは町民にとって大変ありがたいことでもあります。私個人としては、小見川総合病院は現在と同じ場所に同じ規模の病院を残すように努力したいと思いますが、小見川総合病院の老朽化がひどく新築することになれば、金額も大きいことから大きな議論になると思います。情報を公開し、行政レベル、議会レベル、町民レベルでの議論を起し、町民としての意見統一を図るべく、今から準備を進めるべきだと思います。県立佐原病院とのことは別にしても、かなりの老朽化で小見川総合病院も建てかえの必要性は迫っております。新築する場合の予算など、提出できるものがありましたら示していただきたいと思います。また、それが議論の参考とする資料になり得ると思います。

6 問目として、病院の報告書を受けて、ことしの 4 月に検討委員会を発足したと聞いております。そのメンバーは香取市の代表 4 名、小見川総合病院の代表 2 名、千葉県の代表 5 名とのことでもあります。東庄町からは誰も委員が出ていないとのことでもあります。小見川総合病院の今後を検討するのに、その共同経営者の東庄町がかやの外とは納得いきませんが、東庄町は白紙委任ということでしょうか。この検討会に参加しない理由をお聞かせください。

続いて、水道事業についてお聞きいたします。

水道法第 2 章、水道事業、第 1 節、事業の許可等、第 6 条「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。」、第 6 条 2 項「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、

給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。」とあります。この許可に基づいて東庄町は地方公営企業法を適用し、水道事業を営んでおります。地方公営企業法の第3条で経営の基本原則がうたわれております。「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と経済性と同時に公共性が求められております。

東総広域水道企業団と東庄町の関係についてお聞きします。

平成23年度の東庄町水道事業会計決算書を見ますと、事業費用の約62%が受水費となっております。そしてその支払い先は東総広域水道企業団だと承知しております。残りの事業費用は減価償却費18.3%、人件費ほか約20%であります。

そこでお伺いします。1問目、受水費の中身についてご説明をお願いします。町ホームページで公開されている資料によると、次のように書かれております。本町では自己水源を持たず、100%東総広域水道企業団から浄水の供給を受け、2カ所の配水場施設から各家庭へ給水を行っていますが、経費の50%、23年度は62%ですが、経費の50%を受水費で占めており、給水原価が供給単価を大幅に上回る逆ざや状態になっている。その中で給水原価が平成17年の数値で309.63円となっており、類似団体の225.23円と比べると類似団体よりも37%も給水原価が高いということになります。なぜこのようなことが起こるのか、給水原価の中身とあわせてお伺いします。

2問目として、地方自治法284条第2項によれば、「複数の地方公共団体が行政サービスなどの一部を共同で行うことを目的として設置する組織を一部事務組合という」となっております。さらに、地方公営企業法第39条の2、1項で「一部事務組合のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同で行うものを企業団という」と定義されております。東総広域水道企業団も地方公営企業法にのっとった組織だということがわかります。そこで、東庄町もその構成団体の一つですが、どのようにかかわっているか、お伺いします。

企業団の執行機関としてトップとして企業長を置き、その下に事務局長、そして総務課長、浄水課長となっております。地方公営企業法第39条の2、3項で「企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経

営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するもの」となっております。同7項で議会についての明記があり、「企業団の議会の議員の定数は15人を超えることはできない」とも書かれております。企業長の選任、議員数、または各構成団体への振り分けなどどのように決まっていますか、事務局長人事ともあわせてお伺いします。

3問目として、企業団は3カ所の水源、黒部川総合開発事業、群馬県の奈良俣ダム、霞ヶ浦導水事業から定量の水量配分を受けてその水を企業団敷地内の浄水場で浄水し、東庄町を含む構成団体の運営する水道事業に水を売る、いわば水道水専門のメーカー兼卸業者的存在であります。水源から家庭の水道に来るまでに水に値段がついていきます。具体的に3カ所の水源からどのような経路で水が流れているのか、お伺いしたいと思います。

四つ目の質問として、また企業団はそれぞれの水源と定量の水の配分を毎年受けています。それは契約トン数に見合った水道料金が発生していると考えます。一方で企業団との間で東庄町は義務的配分量などの取り決めはありますか。どのような取り決めになっているかについてお伺いしたいと思います。

五つ目として、平成22年度と23年度の事業量を比べると、町水道事業の給水量が減っているのに、事業費用は増加しております。給水量と事業費用の関係についてお伺いします。

続いて、水道料金とその算出根拠についてお伺いします。質問が6番目になります。料金体系は口径別料金と用途別料金の二つに分類されていますが、東庄町の場合は用途別料金体系を採用しています。その仕組みとその理由をお伺いいたします。

7問目として口径別料金体系をとっている場合でも、用途別料金をとっている場合でも基本料金が設定され、基本料金を超える場合に1立米ごとに料金が加算される仕組みとなっています。東庄町の場合、加入口径13ミリでも、20ミリでも10万5,000円の加入料金が加入時に必要になります。また、基本料金が1カ月2,205円で10立米まで使用できることになっています。その量、すなわち10立米を超える場合は、1立米ごとに220.5円が加算される料金体系になっています。また、加入口径が25ミリ、30ミリ、40ミリまでは加入金がそれぞれ異なりますが、水道水の使用料によって基本料金

と超過料金は加入口径13ミリと20ミリと同一料金体制を採用しております。他の事業体を見ると、加入口径によって基本料金を変えたり、使用料がふればふえるごとに1立米当たりの料金が上がっていく料金体系をとっている事業体の方が多いようです。東庄町が今のような料金体系をとっている理由をお伺いします。また、今後見直しを検討していくかもお伺いいたします。

8問目として、千葉県で住民への給配水をしている水道事業者は東庄町を含めて45団体あります。家庭で一般的に使用する平均的な量、1カ月20立米の使用の場合で、45団体の水道料金を比べると東庄町は高い方から8番目になっています。東庄町は平成19年4月に8.4%の値上げ改正をして現在の料金が続いています。町の一般会計から5,000万円と県補助金3,475万円を水道事業会計に入れてようやく黒字を保っております。水道利用者にとっては、水道料金は安ければ安いほど助かります。一方、水道事業を円滑に経営していくには、費用に見合った料金体系にしなければいけません。東庄町より安い料金体系をとっている事業体と比べて、どのような点でコストダウンできない原因だと思いますか、水道料金の算定根拠も含めてお伺いいたします。

質問の9番目として、国土交通省の管轄である水利権を規定する河川法の規制にもとらわれない、また厚生労働省の認可が必要な水道事業にもとらわれない地下水を開発し商品化する、いわゆる水ビジネスが急速に成長し、水道水に比べれば価格がかなり高いが、おいしいとか健康によいとかの理由で、飲料水として急激に売り上げを伸ばしております。中には、水道水は飲料水としては全く利用しないという方もいらっしゃいます。

町の人口が減少し続け、同時に企業による飲料水の販売が成長している現状で、町水道の役割である安全で安定した水の供給、また地震などの災害に強い水道の維持などのライフラインとしての需要を満たすためには、技術的人材の育成、また今以上の効率的经营体質に変えていくことが今後求められると考えます。独立採算は地方自治体が経営する企業を規定する地方公営企業法の基本的考えの一つだと思います。水をつくり卸をする組織と水を各家庭に配水する小売組織の統合や、配水事業を行っている事業体同士の統合、また水道業務の民間業者への委託などが維持発展のために検討されるべきだと思います。

千葉県でも45事業体のうち4団体は広域水道企業団が各家庭、各事業所ま

での給水業務までを行っています。浄水と配水を一事業体で行っているところもあります。また、千葉県長門川水道企業団は全国発のDBO・包括・法定委託という方式で、浄水事業と配水事業を一括して株式会社ジャパンウォーターという民間企業に委託しております。そして、平成23年4月に水道料金の値下げを実現しております。千葉県内でもさまざまな努力がされております。日本全国調べれば新たな発想で水道事業を営んでいるところもあると思います。このような状況を踏まえ、東庄町として水道事業の今後のあり方についてどのようなご見解をお持ちか、お伺いしたいと思います。

以上で、登壇での質問を終わりにいたしまして、2回目以降は自席にて質問をさせていただきます。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、私の方から東庄病院に関する部分についてお答え申し上げます。

最初に、医師の専門分野と外来体制について申し上げます。まず診療科目ですが、内科、整形外科、それに小児科です。診療日と診療時間ですが、月曜日から金曜日及び第一、第三土曜日の午前8時30分から11時30分までです。

それから医師の専門分野はということですが、常勤医師につきましては内科が2名と脳神経外科1名、外科が1名です。ただし、東庄病院では全員が総合医として勤務をしております。非常勤医師につきましては整形外科が1名、外科が1名、循環器内科が1名です。

医師の招聘方法につきましては、自治医科大学卒業医師の県からの派遣を受けての者と、病院独自の努力によるものの二通りがございます。

次に、医師等の契約期限ということですが、現時点で退職の決まっている医師について申し上げます。まず自治医科大学卒業医師2名と内科医師1名の3名が平成25年の3月末をもって退職となります。そのうち、自治医科大学卒業医師2名につきましては、平成25年4月から後任に新たに2名の派遣が決定しています。またもう1名の内科医師の後任につきましても、現在鋭意招聘に努めております。

それから、常勤医師の1週間における労働時間でございますが、これは38

時間 45 分です。

次に、医療機器と医療サービスについてのご質問にお答えいたします。このたび 11 月末に古くなった医療機器を更新いたしました。既に 11 月 23、24、25 の 3 日間を使い搬入を済ませ、供用を開始しております。これは多田議員言われましたように、千葉県地域医療再生基金を利用したもので 100% 補助金により賄われるものです。今回更新した医療機器は CT、X 線一般撮影装置、回診用 X 線撮影装置、超音波画像診断装置、それと DR 装置でいずれも画像による診断をするための機器でございます。これら最新の機器を導入したことで検査に要する時間が大幅に短縮され、被曝量も少なく患者さんの負担が大幅に軽減されます。東庄病院では今回更新した機器のほかに上部・下部内視鏡なども備わっておりまして、人間ドックをはじめ、内科の一般的な検査を全て受けることができます。

それから、画像を読む専門医の存在は、とのご質問でございますが、今回の更新により格段に検査価値の高い画像を得ることが可能となったことを受けまして、今後旭中央病院との間で双方向電子カルテネットワークの構築を進め、旭中央病院の放射線専門医による遠隔画像診断、これができる環境を整備してまいります。

次に、入院体制についてのご質問にお答えします。まず一般病棟と療養病棟ではそれぞれどのような患者さんを対象としているのかというご質問ですが、一般病棟では急性期と亜急性期の患者さんを対象とし、療養病棟では急性期、亜急性期を脱し、長期の療養を必要とする患者さんを対象としています。また、救急告示病院としての救急患者の受け入れ体制ですが、夜間及び休日は医師が 1 名、看護師が 2 名、事務員が 1 名で対応しています。受け入れる患者さんにつきましては、主に内科系の疾患に対応しております。

次に、訪問診療と東庄病院の今後の役割と課題についてお答えいたします。まず訪問診療についてですが、対応に当たるスタッフは医師 1 名と看護師 1 名、そこに研修医が 1 名同行いたします。訪問診療の対象となる方は通院が困難で、在宅での療養を希望する患者さん、そういう方になります。訪問実施件数は昨年度実績で年間 270 件でございました。

最後に、東庄病院の今後の役割と課題についてですが、香取海匠医療圏全体

のバランスを考えますと、医療圏における拠点病院としての旭中央病院に対し、保健・福祉・介護との連携を図り、地域包括医療・ケアに専念する東庄病院としての役割を明確にし、旭中央病院の後方支援機能の強化を図り、地域住民への医療提供機能を強化していくことで、なお一層地域の皆様からの信頼を得ていくことだと考えております。

以上をもちまして、私からの答弁を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、質問事項2番目の小見川総合病院の関係につきまして、お答えをいたします。

最初に、ご質問の要旨1、病院と東庄町の関係のうち、小見川総合病院の経営参画のいきさつということでございます。病院の沿革を追いますと、昭和29年4月5日に「小見川町外五ヶ町村病院組合」が設立され、小見川町、府馬町、八都村、山倉村、良文村、神代村で構成されておりました。同年9月13日に「小見川町外三ヶ町村病院組合」に改組されまして、昭和30年8月1日には病院が開設しております。昭和32年12月26日に小見川町、山田町、東庄町からなります「小見川町外二ヶ町村病院組合」に改組となりました。昭和47年3月22日に現在の病院が竣工しております。その後、平成18年3月27日に現在の「香取市東庄町病院組合」となっておりまして、これらから神代村当時からこの病院にかかわっているものでございます。また地域医療に果たした意義は極めて大きいと認識をしているところでございます。

次に、一部事務組合としての取り決めにつきましては、「香取市東庄町病院組合の規約」にうたっているところでございます。詳細につきましては、後ほど例規にてご確認をいただければと存じますが、第1章、総則で目的や香取市東庄町病院組合の名称、香取市と東庄町をもって組織されること、共同処理する事業ですとか、事務所の位置などが書かれております。第2章、議会では組合の議員定数を17人としまして、議員は各市町の議会議員の中から、その議会で選挙した者をもって充て、その定数は香取市が12、東庄町が5、任期2

年といったことを定めております。第3章、執行機関で組合長、副組合長各1名を置くことですか、組合立病院の病院長、事務長、監査委員などの記載がございます。第4章が組合の経費でありまして、組合の経費は、組合の財産、病院の収益及びその他の収入をもつてこれに充て、なお不足があるときは香取市86、東庄町14の比率をもつて分賦するとしております。なお、解散ですか、財産処分につきましては地方自治法に定められているものでございます。

続いて、ご質問要旨2番目の過去5年間の負担金の額と内容についてでございます。3条の収益的収入、4条の資本的収入、また看護師の養成にかかわる経費についてもこの負担金の中に含まれているものでございます。平成19年度から平成23年度までの5カ年度について、決算ベースで香取市と東庄町から繰り出されました基準内外繰出金の合計額を申し上げます。平成19年度から順に3億1,000万円、2億9,500万円、3億1,468万4,000円、3億5,180万円、3億6,850万円となっております。また、平成20年度と平成21年度に経営の不足分を補填する意味合いで基準外繰り出しをしております、各1億4,033万5,000円、2億1,151万6,000円でございます。さらに、平成21年度から千葉県より事務長の派遣を受けております、その人件費としまして1,100万円ほどを負担している状況でございます。なお、東庄町の負担分は各年度においてただいま申し上げた合計額の14%ということになっております。

続きまして、ご質問要旨3、今後の課題のうち1点目、小見川総合病院のあり方にかかわる調査報告の内容でございます。この調査報告につきましては、議員お話にございましたように、昨年度小見川総合病院が千葉県から交付された地域医療再生交付金を用いて実施、取りまとめたものでございます。ちなみに、東庄町は第2回のあり方検討委員会以降、この調査にかかわっておりませんので、あらかじめお断りしておきます。

議員のご質問には調査報告書の最後の部分、第、方向性の検討、その1、あり方の一覧に記載された部分のみを取り上げて申し上げます。小見川総合病院のあり方に関して大別しますと、五つのパターンが想定されるとしております。2列の表形式で左の列が「連携・一体化」の項目、右の列が「あり方」の項目となっております。なお、欄外の注釈としまして、「連携・一体化」とは

主に県立佐原病院との関係を指すとされております。

連携・一体化の項目のうち、機能的連携、病床の部分を維持するケースとしまして三つのパターンが挙げられております。

(1) 高度急性期病院、(2) 地域一般病院、(3) 長期療養対応病院、この三つが示されております。これらについては後に記載されております「2、あり方の概要」の冒頭で以下原文のまま申し上げますが、「(1)～(3)の3パターンにおいては、その前提として県立佐原病院及び香取市内の病院・診療所との地域連携の仕組みを構築する必要がある。現在県立佐原病院とは連携協定を結び、大枠での合意がされているが、これを地域の他の医療機関まで範囲を広げる必要がある。また、協定に加えて、主要な疾患における地域医療連携パスを策定し、地域全体での運用が求められる。」と記載されております。

次に、連携・一体化のうち物理的一体化、病床部分を統合するケースとして二つのパターン、(4) サテライト診療所、(5) 統廃合が示されております。この二つにおいては欄外に注釈として、やはり原文のまま申し上げますが、「(4)及び(5)のケースにおいては、県立佐原病院との協議が必須であるが、現時点では行っていないため、具体的な要件等までは検討を進めていない。」としております。いずれにせよ、県立佐原病院とのかかわりを重視した内容になっているようでございます。

報告書で示されたあり方については以上でございますが、本件について住民への情報公開等につきましては、小見川総合病院が検討されるものと考えております。

次に、2点目の建てかえの金額や対応の件でございますが、あり方にかかわる調査報告書の - 2 に規模別新病院建設費の事例が記載されております。規模別に三つに分類されておまして、(1) 同規模病院、150から200床前後で小見川総合病院の現状の病床数に準拠する場合として5例挙げられております。設計監理費、建築工事費、機器等整備費の合計額で最も安い例が和歌山県海南市民病院で150床、43億2,000万円、最も高いのが岐阜県多治見市民病院が185床、63億6,000万円でございます。

(2) 大規模病院としまして、300から400床で県立佐原病院との一体化を想定した場合には3例挙げられている中で、最も安いのが長野県岡谷市新

病院が300床、82億5,000万円、最も高いのが北海道苫小牧市立病院で382床、158億2,300万円余りでございます。

(3)として小規模病院の例が参考として挙げられておりまして、100床未満の場合で2例ございます。岡山県備前市国民健康保険市立吉永病院が50床、18億2,400万円余りと北海道新町立別海病院が84床、30億7,200万円となっております。

次に、病院建てかえの東庄町の負担、あるいは対応につきましては、今後そのような問題が病院側から提起された段階で議員の皆様にも種々ご説明を申し上げ、またいろいろご相談させていただきながら総合的な見地から最良な判断をしてまいるといふことになろうと考えますので、現時点で具体的なお答えは控えさせていただきたいと存じます。

最後の県立佐原病院の検討委員会の件についてでございます。これは県立佐原病院単独の件についての協議でございまして、東庄町は本件についてはあくまでも千葉県と香取市が当事者であるという認識でございまして、当事者間で結論を出すべきものと考えております。したがって、ご質問の件につきましては、東庄町は当事者間協議に関与しないという立場でございます。諸事情、ご賢察の上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、質問事項3、水道事業についての答弁をいたします。

質問要旨1、東総広域水道企業団と東庄町の関係についてでございますが、まず企業団からの受水費の中身についてご説明申し上げます。受水費については基本料金と使用料金の二本立てとなっております。基本料金については一日当たりの責任水量が8,420立方メートルのため、8,420立方メートル掛ける年間365日ということで、1立米当たり55円で基本料金が年間1億6,903万1,500円でございます。また、この額は基本料金でございますので、使用・不使用に関係なく年間の経費としてかかっております。これに使用料が加算されます。使用料の計算は、使用水量1立方メートル当たり44

円でございます。

以上が受水費の計算方法であります。平成23年度決算では基本料金の割合が72%を占めております。

次に、東総広域水道企業団についてご説明いたします。東総広域水道企業団は用水供給事業の共同処理を目的とした地方自治法284条に規定する一部事務組合で、構成団体は銚子市、旭市、東庄町、干潟町、海上町、飯岡町の2市4町でありました。現在は市町村合併により銚子市、旭市、東庄町の2市1町になっておりますので、東総広域水道企業団は2市1町が設立したことになります。

経営形態については用水供給事業の経営形態でございます。末端給水は市町村が行うこととして設立いたしました。

企業団の企業長の選任についてでございますが、企業団の規約によりまして決まっております。「企業長は、関係市町の長の協議により関係市町の長のうちから選任する。」ということになっております。また、議員についての配分、議員定数でございますが、「企業団の議会の議員の定数は5人とする。」となっております。その構成ですが、「企業団議員は、企業長の属する関係市町以外の関係市町の長及び関係市町の議会の議長をもって充てる。」ということになっておりまして、要は東庄町、銚子市、旭市の市長、町長、並びに議長さんが議員になっているということでございまして、そのうちの一つの首長が企業長になっているということでございます。

続いて、事務局長についてでございますが、これにつきましては企業団の内部の人事のことでございますので、お答えできる立場でございませぬので、ご了承願いたいと思います。

次に、配水量の減少と購入量についてのご説明を申し上げます。東総広域水道企業団からの購入量と町の配水量は一致しております。また、平成23年度が22年度に比較して配水量が減少したことについては、給水人口の減少と気候的な要因と分析しております。

次に、企業団の受水の仕組みと町の義務的配分量についてご説明申し上げます。東総広域水道企業団では黒部川開発事業に日量4万9,100立方メートル、群馬県奈良俣ダムに日量1万550立方メートルの配分水量の権利を有し

ております。この配分水量に見合った建設費の負担をしてきております。平成23年度が維持管理費として独立行政法人水資源機構に東総用水分3,128万円、奈良俣ダム分1,048万円、千葉県に黒部川総合開発事業分として1,360万円を支払っております。また、霞ヶ浦導水事業にも日量9,850立方メートルの配分水量を持っておりましたが、水需要を再評価した結果、当初の見込みと大きく乖離しておりまして、当面使用する見込みがないので、現在は国土交通省へ中止を申し込んでいるところでございます。平成15年度からはこの負担金はかかっていないとのことでありました。

次に、企業団と東庄町との義務的配分水量でございますが、一日当たり8,420立方メートルを責任水量とする基本料金を支払っています。

次に、給水量に比べ事業費用が増加している件についてご説明申し上げます。平成23年度の事業費用の中には平成23年3月11日に発生しました東日本大震災により、倒壊しそうになりました新堀配水場の管理用階段の更新工事が含まれております。平成23年9月議会に補正予算の議決をいただき、更新工事を行いました。この階段の撤去費、設計費、更新工事費におよそ2,000万円の経費を要しております。その分が大きく影響しております次第でございます。

次に、質問要旨2の水道料金算出根拠についてでございますが、まず水道料金の口径別と用途別料金についてのご説明を申し上げます。

口径別料金は水道メーターの水道の口径の大きさに応じて料金が上がる方式でございます。口径が大きいと一度に大量の水を使用することができるため、それに対応した布設が必要となります。料金も口径が大きくなるほど上がる方式となっております。

また、用途別料金については家庭用、工場用、営業用、臨時用等があります。用途に応じて料金設定をしようとするものでございまして、東庄町の料金は一般用が税込みで1立方メートル当たり220.5円と臨時用315円の2種類でございます。一般用は基本料金10立方メートルまで2,205円で、それ以上は1立方メートル増すごとに220.5円が加算される方式で、特に工場用、営業用との料金区分はございません。この料金設定の理由につきましては、利用者間の公平性を図るものということでご認識をいただきたいと思っております。

次に、水道料金を改定する場合の算定根拠についてご説明申し上げます。水道料金の算定については基本的に総括原価方式をとっております。これは水道水を供給するためにかかった総費用を計算し、1立方メートル当りに割り返したものでございます。町の1立方メートル当たりの給水原価は264.07円でありますので、単純に計算すると料金は1立方メートル当たり264円掛ける消費税で277円の設定になります。しかしながら、現在の料金は220.5円で約57円の差がございます。公共料金になりますので、料金改定をするには条例改正による議会の議決が必要となっております。また、この不足分については一般会計から高料金対策として繰り入れを設けております。

次に、県内8番目に高い料金体系になっている現状に対する認識についてでございますが、一般家庭用の水道料金については千葉県内45事業体のうち、高い方から8番目と認識しております。これにつきましては、利根川の水、黒部川の水については下流に行くほど浄水するために経費がかかります。また配水施設についても人口密集地と比較して1立方メートル当たりの建設費も大きくなります。収益的支出の総事業費のうち、企業団に支払う受水費が平成23年度決算では61.9%を占めていることも料金の設定に影響をしております。また、水道料金については料金設定の違いはございますけれども、近隣市町村と同程度と認識しております。

次に、質問要旨3、今後の課題についてということでございますが、水をつくる組織と水を供給する組織の合併及び水道事業の委託についてでございますけれども、東総広域水道企業団と企業団の各構成市との合併・統合や業者委託などにつきましては、検討課題として捉えていきたいと考えております。また、企業団あるいは企業団の構成市にこのような議会質問があった旨をお話したいと思っております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

11番。

11番（多田和弘君）

いろいろ答弁をありがとうございます。東庄病院の件からですけど再質問させていただきますが、今まで笹川にあった鈴木医院がことしいっぱいで閉鎖さ

れるという非常に残念な情報が入っております。また、今のお話にありましたように、東庄病院の先生方も来年の3月で3名やめられて、2名までは千葉県の派遣で手当てできているけれども、もう1名に関しては今検討中というお話でありました。とにかくこの地域で医師が非常に減ってきているというのは、東庄町だけではなくて、周辺地域全体を見ましても同じような傾向にあるわけですけれども、ぜひ今までどおりの医療サービスが提供できるように努力していただきたいなと思います。

もし、もう1名の常勤の医師が見つからないようなことがあった場合でも、非常勤の医師の日がわりの診療ということで対応している病院もありますので、どうにか東庄はこういうふうに、旭もちょっと厳しい、鹿島労災も医者が減ってきてしまったというような状況で、ぜひその常勤だけじゃなくて、非常勤の先生も手当てする方向も考えていただきたいなというふうに思います。

それから、夜の救急ですけれども、今内科診療、内科関係の救急患者のみを対象にしているというお話でしたが、新しい医療機器が導入されて、例えば救急車で運ばれたときに本当はどこに問題があるかとかというときに、即検査すればわかるわけでありましてけれども、そういうときにはやはり検査技師を待機させておかないと、なかなか機械を使って撮影することができないわけですけれども、今の説明だと医師が1名、看護師2名、あと事務員1名というお話で救急に対応しているというお話ですけれども、この検査技師というか、レントゲン技師、放射線技師で、あとは臨床検査技師ですか、そういう人たちの待機に関してはどのようになっているかということ再度、お聞きしたいと思います。

それから、先ほど申し上げましたが、今画像を連携することによって今はもう電子カルテに関しては旭中央病院と連携してしまっていて、当然その旭中央病院にかかった患者の病歴とか内容を、同時に東庄病院の医師が机の上で見られるという仕組みはもう数年前からやられているのはわかっているんですが、先ほど言ったように検査した画像を行ったり来たりできるようにして、旭とそういうインフラを今構築中だというお話がありましたので、ぜひその辺ももう少しでき上がったところで町民にアピールして、何でもかんでも旭に行かなくても東庄病院で検査は撮れますよと、できますよということをアピールして、その

画像を先生が専門でなくても旭に専門医がいればそこで読んでもらって、すぐにその結果をレポートで送っていただいて、東庄町の患者はすぐまた次の日に東庄病院に行けばその結果がすぐわかると、そういう仕組みを早いうちに構築していただきたいなというふうに思います。

今、訪問診療のことでお話もありましたけれども、今の状況だと往診という患者が急変した場合に、先生、お願いしますというときに、一部往診という体制はちょっと今の状況を聞いていると厳しいかなと思いますが、その辺往診体制についてどんな考え方をお持ちかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、小見川総合病院の件ですけれども、今の説明の中で今までこういう県立佐原病院との小見川総合病院が合併するとか、経営統合するだとかという話はその組合をつくった段階では全く予期しなかったことでありまして、本当に降ってわいたような話ですけれども、先ほど申し上げましたように、東庄町民の実質2,000人が小見川総合病院にかかっているという、これは非常に重い数字だと思います。ですから、やはりこの小見川総合病院がもしもなくなって、香取市の中心の方に持っていかれちゃうということになれば、これは東庄町民としては納得いかないことでありますので、これはぜひ私としては今の場所に残しておきたいというふうに思っているわけですが、課長の口からそういうことは言えるあれじゃないようなあれですけれども、ただ情報を発信するのは東庄町の立場じゃなくて、小見川総合病院の責任だというふうな答弁がありました。やはり一つの病院をともに経営しているわけですから、今どういう動きをして、どんなことが起きているかということやはり機会があるごとに当然、その行政の中でも話は出ると思いますが、我々議会の中でもやはり認識を一つにして、また町民にもぜひあそこに残してほしいというようなことを議論していただいて、小見川の病院議会に議員を出しておりますので、病院議会の議員がやはり個人個人の意見ではなくて、東庄町の町民の代表として東庄町はこういう考えなんだということ強く主張するのにも、やはり同時並行的に役場担当行政内、同じように議会、あとは町民の意思統一をする検討委員会じゃないですけれども、そういうものが必要ではないかなというふうに思うんですけれども、それも意見を聞いて小見川、つまり病院議会の議員が東

庄の代表として、我々はこれでは困るんだということをやはり主張してもらおう。そういうふうな素地を、最後に結論出してから、そうですかじゃなくて、やはり今のこの段階で進めるべきだと私は思うんですが、その辺についてのちょっとお考えをお聞きしたいなというふうに思います。

それから、話は出ませんでした。普通交付税の総額で大体四、五千万のお金が負担金として出されていると思うんですが、私の計算では普通交付税として一床当たり70万1,000円、170床ありますので1億1,917万円が地方交付税に措置されているというふうに思います。その14%ですので1,668万3,800円、それから救急告示病院分として3,290万円、その14%で460万6,000円、特別交付税として不採算地区病院第二種として1床当たり82万円、それで170床を掛けますと1億3,940万円、その14%で1,951万9,000円とすると、合計で大体4,000万強のお金が地方交付税の中の病院のすなわち病院事業にかかる交付税として入っていると思うんですね。

ということは、その額が毎年小見川総合病院に負担金として出ているのであれば、これは病院は全然問題ないと。これで例えば病院があっちの方に行っちゃったら東庄は手を引くとかということになれば、当然その分のお金が入ってこないわけですから、その町の財政として、ですから、何の意味もないわけで、できれば地方交付税として分配された以内のお金の中で負担金として常に小見川総合病院を維持できれば、これは町民にとって非常に助かるわけでありますので、やはり今の場所をとにかく維持して、小見川地区の人たちはものすごいその辺の必要性を訴えて署名活動をしようなんていう動きもあるみたいですけども、次に患者が多いのは東庄町ですから、ぜひその辺は、そういう機運を盛り上げて、決して小見川総合病院をなくすようなことにならないように、やはり意思統一をしていきたいなと思うんですが、その辺のところをもう1回伺おうかなというふうに思います。

それから、協議会には当事者じゃないという今、お話がありましたけれども、この9月議会で宇井香取市長がこう言っているんですよ。この間、11月21日の千葉日報でも出ていましたが、病院議会でも発表されたと思いますけれども、ことし末で小見川総合病院を建てかえるかどうかを決定しますと言って

いたのが、いや、それは無理ですということの発表があったと千葉日報にも出ていましたが、宇井市長が検討委員会について本年4月に検討委員会を設置したと。県のというか、県のお金を使ってあり方検討会が出した報告を聞いて設置しましたと。そのメンバーは宇井市長と副市長、それから市の担当部長、あと市民福祉部長、小見川総合病院から事務長、総務課長、千葉県から議長、健康福祉担当部長、健康福祉政策課長、政策副参事、病院局長だということを答弁しています。

それで、これは議員からの質問ですね。構成市町の東庄町が入っていないのはおかしいじゃないかという質問を受けて、市長はこう言っているんですね。「東庄町に御連絡をしております、参画しないということでもありますので、このような形になりました。それを説得するというか、そのようなお話を、そういう形をとりたいのはやまやまであります」というようなことを言っていて、市長としては何かこちらをお願いしていると。ぜひそれに参加してくれというようなことを言っているみたいなんです、ということは香取市長としては東庄町も当事者じゃないかという考えを持っているんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

私はやはり小見川総合病院が絡むわけですから、堂々と出て行って、意見もばんばん言えばいいんじゃないかというふうに思いますけれども、前もちょっと聞いた話ですけども、消防署の件で、香取市役所の前のところに本部を持っていくみたいなことで東庄は反対していましたけども、参加していなかったから向こうが勝手に進めちゃったというような、そういういきさつも聞いていますけれども、やっぱり会議に誘われたら行って、ばんばん東庄の主張を伝えた方がいいんじゃないかというふうに僕は思うんですが、その辺どうでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

それから……。

議長（鎌形寿一君）

ちょっと質問中ですが、一応90分で終わりにしたいと考えています。残り10分ほどです。余り長いと答弁の時間がなくなりますので、よろしく願います。

11番（多田和弘君）

わかりました。すみません、長くて。じゃあ、水道の件はそういうことで、今の二つだけ答弁をお願いします。それで終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

それでは、質問にお答えいたします。まずこの地域の全体の医師の数が減ってきているということで、東庄病院の医師の体制として、先ほどの答弁で1名の医師を鋭意招聘に努めているというお答えを申し上げました。多田議員さんご指摘のように、それが見つからない場合どう対応するかということで、非常勤医師でもって常勤換算で1名に近づける努力をとということでございまして、当然その地域住民の皆様の健康維持に支障が出るような体制をとってしまうようなことはいたしません。多田議員おっしゃられたように、その常勤1人がもし見つからない場合でも、非常勤医師の積み重ねで全体の診療体制に支障を及ぼさないような努力をしております。

それから、夜間救急の体制でいわゆる放射線技師とか検査技師が待機していないということについてのご質問でございますが、ご承知のとおり、東庄病院の放射線技師、それから検査技師の人数を考えますと、これを毎日夜間待機するというのは不可能でございます。東庄病院におきましてはドクター全て医療機器の操作は熟練しております。当然それによって得た検査結果につきましても判断をできるわけでございます。検査技師の待機がなくても支障がないような形で夜間救急を行っております。

それから、旭との間での遠隔画像診断のインフラを構築しているということで、こういうことをアピールして旭への患者の一極集中を少しでも和らげてほしいということでございます。当然のことです。この機器の更新自体が、いわゆる旭中央病院の後方支援機能としての強化を図る一環でございます。そういうことでPR等もいたしまして、なるべく旭への患者の一極集中の少しでも緩和に役立てればと考えております。

それから往診の体制をとということでございますが、先ほど申し上げましたように、現在は訪問診療を実施しております。往診というのはつまりぐあいが悪くなったときに緊急にうちに来てくれということだと思いますけれど、ドクタ

一の数がぎりぎりまで運営をしている現在、その都度その都度の往診に応じる体制は今の現状では整う用意はございません。ですから、そういった場合は病院に来院して受診をされるというのが、救急でかかっていたらそれの外来診療の時間じゃなくても受診はできるわけでございます。そういう形で、それがたびたびのケースになって、いわゆるすぐその状況は無理だということであれば、救急でかかってもらったりして、それ以降の診断で訪問診療の対象に移行していただくというような方法もあろうかと思えます。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、多田議員の再質問の方にお答えをさせていただきます。

まず1点目の情報公開の件でございますけれども、先ほど私申し上げましたのは、この小見川総合病院のあり方にかかわる調査結果の情報公開、これについては小見川総合病院で検討されるべきものというふうなつもりでお答え申し上げたところでございます。

それと今後、もしも建てかえるというようなことが提起されまして、議員、委員会でというお尋ねでございますけれども、それはその時々、議員の皆様にもご相談申し上げながら適切に対応していくことになろうかと考えております。

それと2点目、普通交付税の関係でございますけれども、これにつきましては議員、お考えの一端をお聞かせいただいたということで、受けとめさせていただきます。

それと3点目、県立佐原病院で香取市からは打診はあったかということでございますけれども、これについては判然と実はしないというところが現実でございます。少なくとも最大の当事者である県側からは要請はございません。したがって、あくまでも県と香取市がこの県立佐原病院をどうするかという問題についての議論の場であらうということで、町は考えているところでございます。そういう認識のことでございますので、あくまでも当事者間協議に町は関与しませんよということです。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

3回目の質問、時間がありませんけれども、答弁は時間的に無理ですけど、何かありますか。

11番。

11番（多田和弘君）

そうですね、今の両方小見川総合病院の件も東庄病院の件も、医療に関する問題は東庄の住民の命と健康に関する大変重要な問題ですので、やはりもう今のお話で県と香取市との当事者のお話だという話ですけれども、そこにはどうしても小見川総合病院が絡むわけですから、その一端を担っているということですから、その辺は何かしらのもし関心を持って、機会があれば当然東庄町としての立場を明確に主張するべきだなというふうに僕は思います。

以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

ありがとうございました。

以上で、多田和弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時ちょうどから再開いたします。ご苦労さまでした。

（午前 11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を続けます。

次に、7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。平成23年度決算と平成25年度予算編成についてと、財政健全化法における財政指標と活用について質問します。よろしくお願ひします。

地方自治体は財政の健全な運営に努めなければならないことが地方財政法に規定されています。健全な財政運営と収支の均衡、財政構造の弾力性、持続性、自主性などが確保されていると理解しますが、自治体は住民生活に不可欠な公

共サービスを提供していくため、財政は常に健全に運営されていなければならないと認識いたします。

最初に、平成23年度決算と平成25年度予算編成について質問しますが、初めに平成23年度一般会計決算状況と指標について伺います。

自治体の財政は議会の議決を経た予算によって民主的な統制を受けています。予算の対概念である決算は、予算によって配分された財源が実際に何にどう使われたかを示すのが決算であり、予算執行状況を精査することが必要とされる場所ですが、決算の目的は首長が住民の代表である議会の議決に基づいて予算を執行したかについて説明責任を果たすことにあると理解しますが、見解をお聞きします。

平成23年度一般会計決算収支について伺います。歳入57億2,287万円、歳出50億4,455万円、歳入歳出差し引き6億7,832万円の黒字決算、良好な決算状況だとは言えますが、実質収支6億4,827万円、単年度収支1億3,947万円、実質単年度収支3億4,243万円、自治体の決算収支は財政運営において決算収支が均衡していることが何より重要であり、企業では黒字が多いほど、業績が良いことを意味しますが、予算は収支均衡ですので、収支は均衡を維持することが求められると思います。財政当局の認識を伺います。

あわせて、実質収支比率についてお伺いします。実質単年度収支を基本に当該年度の決算状況を見る必要があると思いますが、あわせて見解を伺います。

歳入について伺いますが、自主財源41.5%、依存財源58.5%という中、自主財源の比率の減少が続いている場所ですが、町税について伺います。

決算額13億5,955万円、不納欠損額280万円、収入未済額1億2,187万円、徴収率91.6%という決算状況の中、経済情勢や生産年齢人口の減少などにより税収が減収傾向にあり、また徴収率も低下傾向にある中、地方税は地方分権一括法で課税自主権が広がり、平成19年度から住民税は10%の比例税となる中、地方税制も分権化されており不十分だとはいえ、税源移譲がなされ、地方税源がふえることは歓迎されますが、その分徴収率を上げないと歳入が減少となりかねません。徴収率の確保は税の公平性という観点からも重要だと考えますが、見解を伺います。

歳入の3分の1以上を占める地方交付税について伺います。地方交付税の算定における基準財政需要額、基準財政収入額についてお願いします。

地方公共団体が標準的な行政を行うための一般財源のうち、基準財政需要額に当たる部分は標準的税収入の75%の額が地方譲与税及び普通交付税によって賄うこととなり、残り25%の額は基準財政需要額の対象外となっており、いわゆる留保財源として地方公共団体にそれぞれの基礎的に行う施策に充てることになるところですが、留保財源についてあわせてお願いします。

町債について伺います。決算額2億1,130万円、臨時財政対策債2億円、地方財政の財源不足のために発行する地方債であり、普通交付税にかわる財源としての地方債ですが、発行可能額についてお願いします。

元利償還金相当額についてはその全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、財源のあてがない赤字地方債とは異なり、自治体の負担にはならないよう措置されているところですが、赤字公債であることには変わりなく、なるべく借りるべきではないと思いますが、認識を伺います。

歳出について1点、公債費について。決算額5億389万円、交付税措置されているいわゆる基準財政需要額に算入される公債費について公開する必要があると思いますが、財政当局の見解とあわせてお聞きします。

次に、平成23年度決算における財政指標について伺います。財政力指数について、自治体の財政力をあらわす指標である基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去3年間の平均値ですが、平成23年度0.447となり下降傾向にあり、基準財政基盤の強化が課題になっていると思いますが、見解を伺います。

財政力指数は自治体の財政の強弱を図る指標であり、数値が高いほど財源に余裕があることを意味すると言えますが、あくまでも基準財政収入額と基準財政需要額をもとに算定された結果であって、地方交付税の算定基準であって、不交付団体は富裕団体とも呼ばれるところですが、自治体の財源不足、富裕を意味するものではないことに留意する必要もあると考えますが、財政運営の一つの目安として捉えるべき指標であると認識いたしますが、県内では下位に位置している中、税収の確保など財政基盤の確保が求められるところですが、見解を伺います。

財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率について伺います。経常経費に充当された経常一般財源の比率であり、経常経費に充当される比率が少ない方が自治体独自の政策に充当できる財源が大きくなり、財政構造が弾力的であると言えるところですが、町においては80.9%、県内では数値の低さでは上位に位置しているとは言え、比率が高くなるほど硬直化し、80%を超えると財政が硬直しているとされる中、最近硬直化が進み、90%を超えている自治体も多いところですが、さらなる経費削減の努力が求められると思いますが、財政当局の見解を伺います。

あわせて、臨時財政対策債を経常一般財源を除いた場合の比率は85.6%、経常一般財源に時財政対策債等の赤字地方債で補填しており、この分を分子に加え比率を計算しているので赤字で低くあらわされていることに留意する必要がありますが、赤字地方債を除いた数値を基準にして、各経常経費充当一般財源の額を見ながら経常経費の適正な管理をすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、特別会計、企業会計について質問します。

国民健康保険特別会計について伺います。国保に関しては年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低い、市町村間の格差、保険料の収納率の低下等々、国保の構造的問題があるところですが、国民健康保険税について決算額5億8,291万円、不納欠損額306万円、収入未済額1億8,005万円、徴収率71.2%という平成23年度決算状況ですが、収入未済額の増加傾向、徴収率の低下傾向が続いている中、景気の低迷や高齢化の影響など厳しい状況が続くと思われませんが、収納率の低さは保険料の引き上げ要因にもなります。滞納者がふえ、そのため保険税が上がり、さらに滞納者がふえるといった悪循環に陥ったりもします。徴収率に関しては県内市町村において上位にあり評価するところですが、収納率の向上は難しい課題だと思いますが、見解を伺います。

保険税の滞納について伺います。滞納期間が1年以上続いた場合の被保険者資格証明書発行世帯数及び対象人数、短期保険証発行者世帯数及び対象人数を伺います。

国民健康保険診療報酬支払準備基金残高1億1,550万円となっていると

ころですが、医療の高度化、高額化、高齢化により医療給付費の増などを考えたとき、基金の積み立ては大変大きな課題だと思えます。あわせて、所見を伺います。

公営企業会計決算について伺います。地方公営企業はサービス提供コストを料金により回収することを原則としており、地方公営企業法では地方公営企業の経費は一般会計等において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、財政健全化の面から見ると、公営企業の資金不足額、企業債の一般会計負担分は連結実質赤字比率や実質公債費比率に算入され、公営企業の会計は地方公共団体の財政運営に大きな影響を与えます。

水道事業会計決算について伺います。水道事業は水系、給水人口規模、水源、有収水量密度などによって財政構造や水道料金の水準が異なってくるため、各自治体が置かれた経営環境を十分に把握することが必要だと思えます。節水型社会への移行、水道普及率等を見れば今後、水需要の大幅な伸びは期待しにくく、健全経営のためには料金水準をいかに適正なものにしていくかが重要な課題だと認識しますが、見解を伺います。

給水原価が供給単価を上回っており、水道事業は事業開始に当たり巨額な初期投資を行い、事後的に当該投資額を料金で回収していく事業であり、費用の削減努力が少ない中、健全経営のためには経費の削減とあわせて料金収入の適正化が重要になると思えます。水道料金について考えをお聞きします。あわせて、料金回収率についてお願いします。

東庄病院事業会計決算について伺います。公立病院には小児医療や救急医療、高齢化に応じた住民ニーズや、また地域特性を踏まえ、地域医療を確保する役割があります。病院事業は他の公営企業と異なり、料金単価に当たる診療報酬単価が全国一律で決められており、料金を独自で決定できないという特徴があり、したがって経営成績に大きな影響を与える患者数、病床利用率、経費の大きな部分を占める給与費などが重要になるところですが、公立病院は地域医療を支えていることから採算だけでそのあり方を議論することはできませんが、公立病院を持続させるためには安定的で自立的な経営のもとで良質な医療サービスを提供できる体制を構築していかなければなりません。平成23年度決算

において2,871万5,000円の純利益を計上、評価されるのですが、病床利用率について伺います。

改革プランにおける目標値は82.0%、平成23年度実績64.2%、目標値の設定が高いとも言えなくもありませんが、小規模病院にとっては大幅な増加は難しいとは思いますが、入院収益は病院経営に大きく影響します。取り組みが求められると思いますが、見解を伺います。

平成21年度から公立病院改革プランに基づく経営改革に取り組み、平成23年度で大きな区切りを迎えたこととなりますが、経常収支比率、職員給与費比率など良好な数値を示しており評価されるのですが、改めて検討・評価し、医師不足の深刻化などにより厳しい状況下ですが、地域において必要な医療、安定した経営のもとで提供できる体制の構築をお願いするとともに、住民が地域の医療を守り育ていく意識の啓発も必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、平成25年度予算編成及び施政方針について質問します。

地方財政を取り巻く厳しい状況は引き続き続くと思われませんが、平成25年度予算編成に当たり、基本的な考えをお聞きます。長引く世界的な景気低迷、金融不安による不透明な経済情勢、また国内においては衆議院の解散に伴い予算編成も含めて先行き不透明な中ですが、高齢化による就業者人口の減少など税収の落ち込みが懸念されるのですが、歳入の3割近くを占める地方税の収入見込み額をお聞きます。

地方交付税について、歳入の4割近くを占めるのですが、収入見込み額、基準財政需要額、基準財政収入額の見込み額について伺います。あわせて、基準財政規模についてお願いします。

次に、地方債について建設公債、臨時財政対策債の起債について伺います。

次に、平成25年度の主な施策事業について考えをお聞きます。あわせて、地域活性化事業補助金について3年が経過し、いろいろ意見もある中ですが、考えを伺います。

次に、財政健全化法における財政指標と活用について質問します。

昨今の地方分権の流れの中で、自治体には国に依存することなく自主財源を確保し、財政運営を行っていくことが求められています。このためには財政が

破綻することを予防する措置が十分にとられている必要があります。わかりやすい財務情報の開示、財政指標及びその算定基礎の客観性、正確性などを担保する手段が十分に整っていることが重要です。

健全化判断比率について伺います。財政健全化法では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の順に対象範囲が広がるのですが、最初に実質赤字比率について伺います。

対象となる会計は所定の一般会計や特別会計を合算・統計した一般会計等、基本的な普通会計、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の最も基礎的な財政活動の収支状況を把握する指標と言えるところですが、実質赤字額と実質収支がマイナスになった場合であり、実質収支が黒字であれば実質赤字比率は示されず健全とみなされるのですが、実質赤字比率は収支均衡が財政運営の原則ですので、いずれも均衡以上とすることが求められており本来赤字が生じるべきではないところですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字でない限り比率が示されないものとされるところですが、黒字の程度については別途示す必要があります、実質収支比率などもあわせて公表する必要があると考えますが、見解を伺います。

あわせて、地方公共団体財政健全化法の各指標の分母に用いられている標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額を含めることとされているところですが、標準財政規模、臨時財政対策債発行可能額をお願いします。

実質収支比率においては、臨時財政対策債発行可能額を含めないこととされており、実質赤字比率とは数値が異なることには留意が必要かと思えます。

次に、連結実質赤字比率について伺いますが、対象となる会計は一般会計等に加え、一般会計以外の特別会計のうち、公営企業にかかる特別会計と公営企業会計が含まれる、すなわち自治体の全会計がその範囲になるところであり、自治体の全会計の実質赤字、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率ですが、連結という名称が頭についていますが、地方公会計制度に基づき作成される連結財務書類における連結とは意味が違い、その範囲が異なるところですが、財政当局の認識を伺います。

連結実質赤字比率について、赤字でない限り比率は示されず健全とみなされ

るところですが、連結実質赤字比率が早期健全化基準以上となった、団体のほとんどが公営企業の赤字という中、連結実質赤字比率にかかる赤字・黒字の構成分析が必要だと考えますが、あわせて見解を伺います。

次に、実質公債費比率について伺います。一般会計等が負担する地方債の元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する財政力指数と同様に、過去3年間の平均値であり、対象となる会計の範囲は連結実質赤字比率の対象となる会計に加え、一部事務組合、広域連合等が含まれるところですが、実質公債費比率は地方債協議制度のもとでは、18%以上の団体は自治体の地方債の発行に際し国の許可が必要となり、また25%以上の自治体は単独事業にかかる地方債が制限され、35%以上の団体はこれらに加え、一部一般公共事業債についても制限されるなど、財政健全化法とは別の制度においても重要な指標となっているところですが、見解を伺います。

町における指標は10.6%、法律の制定時、平成19年度の14.6%以来改善され、早期健全化基準の25.0%を下回っているところですが、あわせて財政当局としての認識を伺います。

実質公債費比率の算定においては、一般会計等の地方債の元利償還金のほかに公営企業債の償還のうち一般会計が負担するものや、一般会計が繰出金等で負担する企業債の償還金や、一部事務組合等の起債の償還など、準元利償還金も含まれており、具体的にどのような元利償還金、準元利償還金負担を負っているのかを明らかにした上で財政運営の参考にすることが必要だと考えますが、あわせて項目別の内訳の公表も必要だと考えますが、それぞれの額についてお願いします。

フロー指標である実質公債費比率は決算年度の税収入等のうち、どれくらいの割合が公債費に充てられたかを示し、実質公債費は地方交付税で補填されない元利償還金の公債費であり、健全化法の実質公債費比率の算定においては、計算式では標準財政規模から元利償還金にかかる基準財政需要額算入額を控除した額であり、したがって地方交付税で措置される分だけ実際の公債費より少ないところですが、公債費総額で見た比率も参考に負担状況を判断すべきところもあると思いますが、見解を伺います。

次に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比

率である将来負担比率について質問します。自治体が一体となって行政サービスを提供している法人・団体全てを含むところですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率は当該年度の前年度における収支不足や公債費等の負担の状態を示す、いわゆるフロー指標と言えるものでありますが、将来負担比率は当該団体の実質的な負債を捉えたいわゆるストック指標であり、現在の債務の解消のため、全収入を充てたら何年分になるかをあらわすと認識しているところですが、町においては57.2%、実質公債費比率と同様に平成19年度114.9%、改善され早期健全化基準350.0%を大きく下回っているところですが、財政当局としての認識を伺います。

将来負担比率は地方税、普通交付税のように用途が特定されず、毎年度定期的に収入される財源に対する地方債残高を初めとしたストックベースでの一般会計等の将来負担額の割合を算定する比率であり、将来負担比率の基礎となる将来負担額は、前年度末における地方公共団体の負債等を合計したものであり、負債として確定している地方債や負債として確定していない全職員の退職手当支給予定額のうち、一般会計の負担見込み額等が含まれており、いかなる将来負担額がどの程度存在しているかが重要になります。将来負担額を構成するそれぞれの要素について、その内容を検証することや開示していくことが必要であると考えますが、財政当局の認識を伺います。

あわせて、将来負担額及びそれぞれの内訳についてお願いします。充当可能基金額、地方債にかかる基準財政需要額算入見込み額についてもあわせてお願いします。

将来負担は現在価値に基づいて算定することとされており、将来的な利子負担については含まれず、利子の多寡によって財政運営に与える影響も異なることにも留意が必要になるところですが、見解を伺います。

次に、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である資金不足比率について質問しますが、資金の剰余金がある場合には資金不足比率は計算する必要がなく算定されなかったところですが、地方公営企業法適用企業の資金不足額は実質収支とは異なり、貸借対照表の流動負債の中から流動資産の額を引いた額を基本としているところですが、水道事業関係、病院事業関係について資金の剰余額とあわせてお願いします。

流動資産の評価が適切に行われていることには十分留意する必要があるとともに、事業によっては一般会計からの繰り出しの多寡にも大きく影響され、一般会計の繰り出しの状況についても分析する必要があると思います。見解を伺うとともに、一般会計からの繰入額についてお願いします。

財政健全化法の目的及び取り組みについて質問します。

地方公共団体財政健全化法は健全化判断比率等の公表、比率等に応じた自治体財政の早期健全化再生、公営企業の経営健全化を図ることを目的として平成19年6月に公布されたところですが、財政健全化法が制定された背景にはさまざまな要因があると考えられますが、夕張市の地方財政再建特別措置を活用した財政再建に取り組む状況になったことがあらわしているように、地方自治体の財政状況が悪化している要因が挙げられると同時に、これまでの財政再建制度では早期に健全化を図る制度は設けられていなかったため、夕張市のように突然財政の破綻が明らかとなる危険性があった中で、公営企業を含め健全性の指標を通して財政を早期の段階に健全化させること、そのための仕組みを同法は定めていると理解しますが、所見を伺います。

制度においては再生判断比率のうち、一つでも財政再生基準以上であれば自治体の意思にかかわらず、自動的に財政再生団体となる点、すなわち財政指標とその算定基礎である財務情報の持つ意味が財政健全化の法のもとで格段に重いものになっていることを再認識しなければならないところですが、見解を伺います。

健全化判断比率は自治体共通の指標であるため、相対的な健全化であって個別事情は反映されません。そこで、自治体独自の財政指標を設けることも必要であり、自治体の財政運営は法定された五つの比率の値にとらわれがちとなりますが、財政健全化の基準値をクリアしていればよいのではなく、経済環境は厳しい中で、公共サービスを持続的により有効に提供していくためには健全化判断比率をクリアすることに加え、各自治体の財政状況に応じて自治体独自に行政サービスの質の改善を促すような取り組みも必要になるとと思いますが、所見を伺います。

自治体の再生制度は住民の立場からすれば首長の権限が大きく、行政の説明責任がまだまだ不十分な現状では必要でしょうが、健全化へどう取り組むかで

す。地方公共団体の財政は本来、住民やその代表である議会の監視下にコントロールされ、健全性が確保されるべきであり、しかし、残念ながらその監視機能が必ずしも十分発揮されてきたとは言えないと認識します。

今後の地方分権の推進を念頭に置けば、従来にも増して財務情報の公開と、できるだけ住民によるチェックという自治体本来の機能を発揮することにより、地方公共団体の財政規律の強化を図っていくことが重要であり、自立した自治体経営と地方財政の基礎となるのは自治体のガバナンス構造、内部統制であると認識いたしますが、見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、質問事項1番目の平成23年度決算と平成25年度予算編成についてお答えをいたします。

最初に、平成23年度決算と指標についてですが、地方自治法の規定に基づき、7月30日及び8月16日に監査委員の審査を受け、8月23日付で決算意見書をいただいたところです。議会へは9月定例会の認定案件として提出し、決算特別委員会の審議を経て本会議で認定され、予算は適切に執行されたか、事業効果などの検証をいただいたところでございます。

財政収支の均衡、税の徴収率の確保、起債発行限度額、起債抑制の考え方、経常収支比率の捉え方などさまざまな質問、制度や仕組みの説明があったところでございますが、議員がおっしゃられたとおり、町でも同様の捉え方をしております。また、経常収支比率に関しましても今は県内トップクラスの状況ですが、この水準をこれからも維持できるよう努力していかなければならないと考えております。

ご指摘にもありましたように、本町の財政力は財政力指数を見てもわかるとおり、脆弱と言わざるを得ません。都市部のように企業や大きな産業があるわけでもなく、人口減少も進んでいる本町では多くの税収を望むことは非常に厳しいと言えます。そのような状況で堅実な財政運営を行うには、税を公平に負担していただき確実に徴収することで、限りある財源を確実に確保していくこ

と。あわせて経費の節減などできることを継続的に取り組んでいくことが重要と考えております。なお、起債の協議額や決算額など、数値につきましては後ほど参考資料でごらんの方をいただきたいと思ひます。

次に、質問要旨2の特別会計、企業会計については、後ほどそれぞれの担当課長の方からお答えの方をいたします。

続きまして、質問要旨の3番、平成25年度予算編成及び施政方針について申し上げます。

新年度予算編成に当たり、町税の収入、地方交付税、基準財政需要額、基準財政収入額、標準財政規模、町債などの見込み、また施政方針ということですが、現在各課で予算要求の作業中でございます。つきましては、3月議会で申し上げられると思ひますので、ご理解の方をいただければと思ひます。

なお、新年度予算編成に向けての方針でございますが、1点目としまして第5次東庄町総合計画重点プランの推進に全力で取り組むこと、2点目として新規事業については優先順位の厳格な選択を行うとともに、特定財源の有無を確認すること、3点目としまして、国・県の予算情報の収集に努めること、今後衆議院議員選挙の結果によっては施策の新たな展開にも注意を払う必要があると考えております。

歳入面では徴収率の向上、公債費は前年度より下回ることを通知しているところでございます。

地域活性化事業についてのお話もございました。この事業はことして4年を迎えました。住民が活気づくような催しなど複数の取り組みがなされ、それなりに盛り上がりや効果があったものと感じております。町民のさまざまな発想で新たな取り組みをされること自体が重要だと考えております。

次に、質問事項の2番目、財政健全化法における財政指標と活用についてということで、質問要旨1番目の健全化判断比率の関係から申し上げます。

健全化判断比率の目的等につきましては議員がおっしゃられたように、地方自治体が突然財政破綻を来しては困りますので、それ以前に健全化判断比率により、早期から健全化に取り組めるように警告できるようにする制度でございます。本町でも平成23年度決算に基づき健全化判断比率を算定し、監査委員の審査を受け、9月議会に報告するとともに公表をしているところであります。

本町における4指標は議員の方からも説明があったとおりでございます。

質問要旨2番目の資金不足比率に関する指標でもある実質赤字比率、連結赤字比率の2指標については、全会計で赤字がないことから数値の表示はございません。実質公債費比率は10.6%、将来負担比率は57.2%でございます。なお、算出内訳等に関しましては後ほど資料でごらんをいただきます。

次に、本町では実質公債費比率が危険水準を大きくクリアしていること、将来負担比率が大幅に改善していることの町の認識ということでございますが、これらは新規借り入れを控えることで起債残高の抑制が図られたこと、また財政調整基金の新規積み立てで基金残高をふやすことにより、充当可能基金がふえたことから結果的に数値比率が改善していると言えます。なお、公債費や将来負担比率、赤字比率等に関する額や算定内訳は後ほど資料でごらんをいただきます。

また、一般会計から企業会計への繰り出しに関する町の考え方ということでございますが、企業会計は独立採算が原則でございます。安易に一般会計からの繰入金に頼らない財政運営が必要かと考えております。

水道事業会計、病院事業会計への繰出金は後ほど参考資料でごらんをいただきます。

続いて、質問要旨3番目の財政健全化法の目的及び取り組みについて申し上げます。

健全化判断比率の基準をクリアすることは財政運営上、最低限の設定指標であり、町としてはさらなる行政サービスの向上や経費削減の継続が必要と考えております。

続いて、財務情報の公開とガバナンス構造、内部統制が重要ということについてですが、財務情報については今までも議会への報告、広報紙や町ホームページでの公表を行っているところでございます。内訳等につきましてもデータを持っておりますので、いつでもごらんいただくことができます。

また、自治体経営には自治体のガバナンス構造、内部統制が重要であるということですが、町としましても住民の利益を第一に考え、現行法令に沿って住民の福祉向上という目的に向かって今後も行政運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、配付しました参考資料について説明いたします。

議長（鎌形寿一君）

ここで執行部から資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

（資料配付）

議長（鎌形寿一君）

答弁をお願いします。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、配付しました参考資料について説明をいたします。

資料は全部で3枚ございます。それぞれ質問内容に関連する数値が記載されております。最初に参考資料1をごらんいただきたいと思います。上の表では一般会計から企業会計への繰出額を直近の年度ごとにあらわしております。その下の表は起債に関するもので、起債の協議額と実際借り入れた決算額を表示しております。差額の欄のとおり、各年度とも協議額を満額借り入れるのではなくて、財政運営により起債額の制限を図っていることがごらんいただけだと思います。

次に、参考資料の2と3は関連をしている表であります。これらの表では健全化判断比率にかかわる数値、内訳などがあらわされております。参考資料2では上部の表で実質公債費比率に関する内訳など、また下の表では将来負担比率にかかる数値等が記載されております。

参考資料3では、実質収支や赤字比率に用いる各会計の実態を表示しております。

以上で私の方からの答弁を終了し、この後、特別会計、企業会計に関する答弁を担当課長の方からいたします。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長。

町民課長（池永芳則君）

質問事項1、要旨2、特別会計、企業会計決算についてのうち、国民健康保険特別会計についてお答えいたします。

国保税の収納率につきましては、景気低迷の中厳しい状況にございますが、

今後とも悪質な滞納者につきましては給与、不動産の差し押さえや公売オークションの活用等により、なお一層収納率の向上に努めてまいりたいと考えます。

次に、被保険者資格証の交付状況でございますが34世帯、48人に、また短期保険証につきましては163世帯、347人に交付しております。なおこれらの世帯に属する高校生以下の被保険者につきましては、6カ月の短期保険証を交付しており、37世帯、65人に交付している状況でございます。

次に、国民健康保険診療報酬支払準備基金につきましては、平成23年度末1億1,550万円となっております。この支払準備基金の積み立てにつきましては当該基金条例によりまして、当該年度及び直前2カ年の平均年額の12分の2相当額を積み立てることと規定されております。決算審査意見書でもご指摘のとおり、これまでの課題でもございましたが、平成23年度決算収支は約1億5,600万円の黒字となり、このうち約4,000万円を保険給付費負担金前年度精算分として国庫へ返還し、残りの半分を繰り越し財源に充て、年度末5,000万円程度の基金積み立てを予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

引き続き、水道事業会計決算についてお答えいたします。

平成23年度決算の状況ですが、1立方メートル当たりの給水原価は264円7銭に対して、供給単価は219円7銭となっており、この不足分については高料金対策として一般会計からの繰入金5,000万円及び千葉県からの補助金3,475万円に対応している状況で、損益計算では2,954万円の利益剰余金となっております。

料金回収ということでございますが、収益的支出に対する水道料金の占める割合は83%となっております。水道料金の適正化については議員のおっしゃるとおり総括原価方式が基本であり、給水量を増加させるべく加入促進を図っているものの給水人口の減少により料金収入が減少している状況で、今後さらなる加入促進及び自家水から水道への切りかえ等、PRに努めるとともに、料金改定についての検討も必要であると認識しております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

病院事務長。

病院事務長（宇ノ澤康成君）

続きまして、東庄病院に関する部分についてお答え申し上げます。

東庄病院では病院改革プランの目標達成に向け鋭意取り組んでまいりました。おかげさまで、最終年度を待たずに目標としていた黒字化を達成することができたところでございます。

ご質問の病床利用率につきましては、ご指摘のとおり改革プランにおける平成23年度目標値が82.0%に対して、実績が64.2%でした。そもそも目標値が高過ぎる嫌いがありますが、病院を経営していく上で一つの目安となる70%は常に維持したいと考えております。そのためには旭中央病院をはじめ、他医療機関となお一層の連携を深め、患者紹介率の向上などに努めてまいりたいと思います。

それから、地域医療に対する住民意識の啓発についてですが、城之内議員ご発言のとおり、地域医療を守り育てていくという住民の皆様の意識、これこそが地域医療に携わる者にとって何よりの支えであり励みであります。幸いにも、現在東庄病院を取り巻く環境は大変良好なものでございます。それは地域住民の皆様、またそれを代表する議会の皆様から深いご理解をいただいているからにほかなりません。地域医療の崩壊が叫ばれて久しいこの厳しい状況の中、皆様のご理解とこの町の方針、取り組みが相まって東庄病院は順調に運営を進めることができっております。大変ありがたいことだと思っております。

しかし、地域医療を取り巻く環境は相変わらず医師不足、看護師不足等の厳しい状況が続いております。つきましては、今後ともなお一層のご理解をいただけるよう、広報紙等を通じて情報を提供してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

時間も大分たっておりますので、1点だけ。財政状況についてはまた改めて

お願いしたいと思うんですけども、ただここで内訳というか、出されてもなかなか検討するのは難しいところなんですけど、平成19年度の財政健全化法の制定時の値と現在大分というか、大幅に改善はされているところなんですけど、これをざっと見ただけでもやはり判断比率は計算式ですから、分母である標準財政規模によっても大分違ってきちゃうわけですよ。あとそんなに元利償還金とか将来負担額というのはそれほど改善されていなくても、大幅に数値というか、判断比率は改善されている部分もあると思うんです。小さいというか、小規模な団体だけにその部分があると思います。

ただ、我々議員としても夕張の例もありますけれども、やはり内訳とかその部分は検討していかなければいけないと思います。確かに議員は行政マンではないですから、なかなか財務情報は難しいんですけども、やはりその辺は行政としてわかりやすくできれば説明をお願いしたいと思います。

また住民もこれだけ改善されているんだという誤解を与えると、これもやってほしいとかそういうものも出ると思いますから、その辺はぜひお願いしたいと思います。やはり議会の役割も重要になってきていますから、我々も勉強不足とかそういう部分では済まされないと。ぜひ行政としてもわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

答弁はよろしいですか。

7番（城之内一男君）

1点だけ、質問。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

確かに今、議員の方から意見がありましたが、各指標等の算定の数値、これにつきましては非常に表に出にくいものだと思っております。ただ、これらのデータは公表をしていないものではありませんので、公表可能な時期になればそれはいつでも手持ちのデータをごらんいただきたいと思っております。

ただ、お知らせに当たっても、資料をたくさん掲載しても広報等の紙面の都合もございます。一番町民の皆様が理解しやすいような形でのやっぱり掲載と

いうのを十分検討する必要があるかと思いますので、そういう形で進めていき
たいと思います。

ご理解のほど、お願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

7番。

7番（城之内一男君）

時間が過ぎておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。14時15分の再開といたします。

（午後 2時06分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

では10分前後の質問をします。3点について質問をいたします。

まず初めに、学校給食センター及び給食の現状と課題について、お尋ねをい
たします。

我が町の給食センターは昭和56年に建設されまして、もう30年以上過ぎ
ております。本年5月新人議員全員で給食センター視察をさせていただきました。
その際、給食を食べながら担当の方からいろいろ話を聞かせていただきま
して、大変老朽化が進んでいる、そして衛生管理基準というものがあり、それ
をクリアするのは大変であるという話を聞いてまいりました。大変苦労しなが
ら給食をつくっていることを実感してきたところであります。

翌月6月に文教福祉で横芝光町の給食センター視察をさせていただきました。
まだできて二、三年ということで建物も大変新しかったですし、設備も一番近
代的なオール電化の設備というところでありました。一番印象に残ったのは説
明をしてくれました担当者が自信を持って、さあ、見てくれというような顔で

その設備を説明しておりまして、1カ月前の私どもの担当者が考えながら頑張っているという顔と、好対照だったことを一番印象に残っております。

我が町の給食センターもそろそろ建てかえの時期ではないかなという実感をしてみいました。そこで伺いをいたします。給食センターの施設の現状と運営面での現状をご説明いただきたいと思っております。

次に、今年6月議会の一般質問で、山崎議員の質問の中で諸課題検討委員会についての質問がありました。それからちょうど半年ぐらいたちまして、何回か検討委員会が行われたと聞いております。そこで、諸課題検討委員会での新しい決定事項がありましたら、その内容をお伺いしたいと思います。

それから、町として建てかえについて時期や場所、規模など決定していることがありましたら、その内容をお伺いいたします。

次に、給食について質問をいたします。複数の父兄の方から子どもたちの給食を食べる時間が短いのではないかという指摘をいただきました。そこで、各学校で違うかもしれませんが、午前中の授業が終了する時間から午後の授業が始まるまでの時間をお伺いいたします。

また、実際給食を食べている時間を把握しているようであれば、その時間もお尋ねしたいと思います。

次に、小学校の統廃合について伺いをいたします。

私と大網議員、地元の懇談会を4カ月に一度行っております。8月にこの統廃合の話を見せていただいたときに一番印象に残ったのは、東庄町は県内でも耐久の工事が完了して一番進んでいる町だと思います。せっかく耐久工事が終わったばかりのお金をかけたところで、もったいないんじゃないですかという話を何人かの方がおっしゃいました。その際に、幼稚園の合併のときに、その後別の形で利用しますという説明をさせていただきましたが、その意見が非常に印象に残っております。ただ人口の減少などで、統廃合についてはある程度理解がいただけているように感じております。

そこでまず、現在の児童数の現状と今後の児童数の予測についてお尋ねをいたします。

また現在の児童数で学校の中で問題点などがあるか・ないか、あるならばその内容をお伺いいたします。

また、統廃合についてアンケートを行ったと聞いております。その結果がわかっていたらご説明をお願いいたします。

それから、給食センターの建てかえと同様に、町として統廃合の時期や1校にするのか、2校にするのか、また新しく建て直すのか、既存の校舎を使うつもりでいるのか、決定していることがありましたらその内容をお伺いいたします。

3番目に婚活についてお尋ねをいたします。

我が家にも36になる長男と30になる次女が結婚の「け」の字もなくうちにおります。30、40、もう50代でも独身の男性が、これはもう全国的だと思うんですが、数多くおられます。そこで、現在東庄町の独身の男性・女性の人数等を把握しているようであれば、その人数をお伺いしたいと思います。

それから、町でも年に一度、婚活を行っております。今年4月から私もその役員に加えさせていただきまして、今回の婚活をお手伝いさせていただきました。大変厳しく人数も集まりませんでしたし、年に1回ということが本当に厳しいものだなというのを実感いたしました。

そこで改めてお伺いいたします。現在の婚活の状況についての説明と、今後町として私たち議員も一生懸命頑張っていきますが、どのように取り組んでいただけるか、お尋ねをしたいと思います。

以上、9分間で質問させていただきました。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

教育課長。

教育課長（鈴木 努君）

それでは、私の方から1点目の学校給食センター及び給食の現状と課題、それと2点目の小学校の統廃合についてお答えさせていただきます。

まず給食センターの設備の現状でございますが、現在の給食センターは4,000食対応の施設といたしまして、昭和56年に建設し31年を経過しております。施設全体の老朽化が著しく、建物については強い雨のときなどは雨漏りが発生してしまうという状況であります。

また、設備の状況ですが、配管設備のほとんどと調理器などの器具類の約半分が建設当初のものでありまして、調理器等につきましては頻りに故障をして

おり、その都度修理をしているという状況でございます。

次に、運営の現状でございますが、本町の学校給食は地産地消をコンセプトに日本の食文化を大切に考え、米飯給食を基本とし、弁当箱方式によりまして1日当たり約1,350食程度を提供しております。なお、弁当箱方式の場合につきましては雑菌繁殖防止のため、煮物やいため物など、これらにつきましては一定の温度に下げてから弁当箱に詰める必要がございます。また、調理後2時間以内に食べなければならないという制約もございます。限られた時間の中で、温度を下げる作業と弁当箱に詰める作業を行わなければなりませんので、そのため多くの調理員が必要となります。現在は3人の正規の職員、それと10人の臨時職員で調理作業をしております。

続きまして、給食センターの「有り方」についての検討の進捗状況でございますが、町の教育に関する諸課題を検討するため、東庄町教育行政諸課題検討委員会を平成23年度に立ち上げ、給食センターの建てかえについても検討をまいりました。本年3月に開催した第2回目の検討委員会におきましては、現在の給食センターの場所以外に建てかえが必要であるとの方向性が示されました。また、8月に開催しました第3回目の検討委員会におきましては、建設の時期、場所、規模等につきましては学校給食センター運営委員会において検討していくということになりましたが、小学校の統廃合と大きく関係してくることから、小学校統廃合の方向性を考慮しながら今後において検討をしていくということになっております。

続きまして、学校給食の現状と課題ですが、各学校の給食の時間でございますが、小学校では低学年は比較的配膳に時間がかかるため、その分食べる時間が短くなるなど、学校ごとに多少の違いはございます。おおむねで申し上げますと、給食時間は約40分、そのうち給食を食べる時間というのが25分程度ということでございます。また、中学校におきましては給食の時間が15分間ということになっております。この時間内で給食を食べ終える児童・生徒がほとんどでございますが、小学校の低学年の中には時間内に食べ切れない児童もいるようでございますので、食べ切れない児童につきましては、給食の時間を延長するなどして完食できるように対応していきたいと思っております。

次に、小学校児童数の現状でございますが、平成24年度の児童数につきま

しては神代小が95人、笹川小が299人、橘小が108人、石出小が111人、東城小が102人で合計715人でございます。今後の児童数の予想につきましては、出生数による見込み等から推計をいたしまして、5年後の平成29年につきましては合計で586人で、18%減少、それと10年後の平成34年度は合計で379人、47%減少すると見込まれます。

現在の児童数では、笹川小以外の4校は1学年1クラスとなっております。また、1クラスでの人数が20人未満なのが全体の36クラスのうち19クラスということで、全体の半数以上が20人未満という状況となっております。また、10人未満のクラスもそのうち1クラスでございます。既に小学校におきましては少人数となっているということでございます。

なお、小学校統廃合のアンケート調査の結果につきましては、あすの全員協議会におきまして集計結果をお配りいたしまして、そこでご説明をさせていただきたいと思っております。

次に、小学校の統廃合につきましてですが、東庄町教育行政諸課題検討委員会において検討しております。検討委員会はこれまで4回開催をいたしました。第1回目と第2回目につきましては、本年6月の議会におきまして山崎議員のご質問にお答えしたとおりでございます。また、第3回目はことしの8月に仮称町立小学校再編計画案の作成についてを議題といたしまして、第2回検討委員会で提案した再編計画案等作成に向けての今後のスケジュールの一部を変更し、小学校児童の保護者と就学前児童の保護者にアンケート調査を9月に実施するというところをご説明申し上げました。

次に、第4回目につきましては11月21日に開催をいたしました。アンケート調査の集計結果をご説明申し上げ、委員さんからのご意見をいただき、検討委員会としては小学校を統合するという方向で意見がまとまりましたが、統合の時期、統合の方法などにつきましては今後検討をしていくということとなっております。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（河津静夫君）

それでは質問事項の3番目、婚活について、要旨1問目の町の未婚者の現状、独身の男女の人数を把握しているかという質問にお答えいたします。

統計的な解釈では国勢調査において未婚の項目の欄があります。2005年のデータが最新のものになります。単純に統計処理上の客体の属性という性格が強いデータと言えます。結婚する気持ちはあるけど、今現在結婚していない人という意味合いのものではありません。あくまでも、傾向として捉えていただきたいものです。2005年、平成17年現在では男性1,915人、女性1,238人、合計3,153人という結果が出ております。このような数値からもわかるように、男性の人口が圧倒的に多く、結婚は難しい状況にあると言えます。

2問目の現在の婚活の状況、町として今後どのように取り組んでいくか、考えを伺いたいということでお答えいたします。

東庄町青年結婚相談所設置要綱、昭和53年9月1日に施行されていますが、それに基づきまして青年の結婚相談を円滑に推進するため、結婚適齢者の出会いの場を提供し、親睦を図ることを目的にイベント、婚活を年に一度開催しています。ことしで4回目となります。林議員にもことしの4月1日から委員とされているとご協力をいただいています。

ご存じの方もいるかと思いますが、パターンとしては男性が町内在住の方を10名、女性は町内外を問わず10名を募集し、参加費をいただいて開催しています。午前中は自己紹介やら昼食づくりの共同作業を行い、午後は移動のバス内でピンゴゲームなどを行いながらボーリング場へ行き、懇談を交えながら親睦を図っているという状況です。

今後については年1回の開催を複数回にふやしたり、事業内容についても検討していく必要があると考えています。より参加しやすい出会いの場を提供できるよう努めてまいりたいと考えます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

1番。

1番（林 俊之君）

ありがとうございます。改めて質問の回答をいただくことはないんですけど

も、私の方から意見を述べさせていただいて終了させていただきたいと思います。最後に町長から意見があればお答えいただければと思っております。

まず給食センターですけども、建てかえということで小学校との統廃合がかかっているということをお聞きしましたが、私はひとつぜひ考えていただきたいことがあります。といいますのは、今年6月に文教福祉で視察で山梨県上野原市にお邪魔しました。その際、上野原小学校を統廃合のために視察に行っただんですが、帰り際に校長先生が給食センターも見ていきませんかということで、先輩議員と一緒に給食センターを見ました。そして、びっくりしたんですが、同じ校舎の中に給食をつくる設備があり、その隣にランチルームということで、長いテーブルに椅子がざっと並んでいるんです。というのは、自分の勉強している机で給食を食べるのではなくて、給食の時間になったらそこに行ってみんなで食べると。統廃合が終わったところで、児童数が584名、職員を加えると600人ということで、ワンフロアでは無理ということで、2階建てになっていました。2階は長テーブルに椅子がずらっと並んでおりまして、給食は専用のエレベーターで運んでいるそうです。ですから、同じ建物の中に自分の勉強の机じゃなくて、新しく長いテーブルの上に全員がそろって食べているという姿があるのかなと思って、びっくりして帰ってきたわけですけども、ぜひ新しく建設していただけるのであればご検討をいただきたいなと思っております。

統廃合についてはもう進んでいるということなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ぜひお願ひしたいのが婚活でして、人口の減少を抑える重要な私は施策の一つだと思ひます。そして、婚活というのはことしやってもうよくわかるんですけども、1回だけではだめで、何回も何回も繰り返してやっていくことによってやっと結果が出てきます。というのは、先ほど課長からお話がありましたけども、最初会いまして、それから食事をつくったり、ボーリングをやりますけど、もう最後帰り際でも本当にぎくしゃくした会話しかできないので、べらべらしゃべればもう結婚しているわけで、でも人としてはみんないい人なんです。

ところが、成田のホテルでやったときには、2回目にその人たちが偶然会っ

たときには、まるでもう10年も前から知っているようにぺらぺらしゃべれる。それを何回も何回も繰り返していくことによって、時間はかかりますけど結婚へといく。縁がなければそこでけんかして別れるかもしれませんが、やはり婚活は繰り返していかなくてはいけないということ。

それから、もう一つは広範囲でやらなくてはいけないと思っています。東庄町だけで、東庄町の男性を中心に女性だけ呼ぶというのは虫がよ過ぎます。銚子、香取、旭、匝瑳と大きな範囲内で東庄から女性が嫁に行ってしまうかもしれませんが、そのかわりにほかからお嫁に来てもらえばいいわけですし、やはり婚活は広範囲で行うべきだと思っています。

先月香取市が2年前から市役所の中にその課がありまして、専属の職員が1人、臨時の職員2人で2年前からスタートしております。銚子も旭も同じような形というか、名前は違うようですが、もうスタートしております。香取市にお話を聞いておりますと、一番悔しかったのは東庄町の会員の方もたくさんいらっしゃると思いますと笑顔で言われたときにはうっと思いましたが、何とかまだ広域で話が香取市でまとまっていらないそうです。

ですから、東庄町もこれから一生懸命準備をして、この大きな範囲内でみんなが集まる時に対応できるように、町の方としても何回も繰り返すには予算も要りますし、また私たちも一生懸命協力しますので、町として臨時の職員でも構いませんので、何とか考えていただいて、できれば早くスタートさせていただけるような体制をとっていただければありがたいと思っています。

以上、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

ただいま林議員の質問の中のまず学校給食センターの問題について、お答え申し上げます。

これも統廃合するということで今委員会がスタートしておりますけれども、その中でもやはり給食の問題というのは絶対化されたものだというふうに考えております。私は給食センターで申し上げれば建設した当時、ちょうど竣工したときからずっと見ております。実は配送センターということで給食センター

は配送も車でやるということ、集中方式でやるということ、また弁当箱方式でやるということもずっと見てまいりました。しかし、理想として申し上げれば、校舎内に給食をつくる場所があって、移動の時間が少なくて、なおかつランチルームがある、そういう給食が理想だと私は思っています。

これはなぜかということ、今までの給食というのは同じものをただ食べるというようなものだったんですが、最近は食育ということがあってつくった人の顔が見えて、なおかつ栄養バランス、そしてまた食べるもののおいしいということが最大の評価でありますから、つくってくれた人にお礼を言うのも一つの教育の一端かなというふうにも思えるし、おいしかったので全部食べたよというような答えが返ってくることも、また給食をつくる方の励みにもなるんだろうと、私は思います。

それと何よりもやはり地産地消であります。この地域でつくられたものは、食材として子どもたちに十分提供できるということが何よりのことだと思います。

ですから、統廃合の問題は今検討委員会で十分検討を加えているようでありますけれども、給食の問題も決して聞き流して考えることはなく、ぜひともそういうようなものを今後とも検討の課題に加えていただき、この田舎にこういうような仕組みの給食のあり方があるのかと思えるようなものを思い切ってやっていただければありがたいなど、こういうふうに思っております。

それと子どもたちの将来のことでもありますけれども、10年、20年後までの話を先ほど答弁として申し上げました。今五百数十名という子どもたちがいますけれども、これがだんだん少なくなっていくという話がありました。今は715名ということではありますが、30人学級にしても1学年4クラスであります。今、二つをつくるということはできますけれども、将来は二つの学校の中でもまた1クラスになるか、片方が人数を30人クラスにしても3クラスつくるのがやっとかというようなきが来ます。まして、これから30人学級にしても20年後は2クラスをつくるのがやっとなりになります。そういうことを踏まえて、やはり検討を加えてやっていく必要があるんだろうと思います。

今、9年の義務教育の中で国はいろんなことを考えているようであります。この中の議員さんの中でも視察に行かれた方がいらっしゃると思いますけれども、

鴨川市は小中一貫教育をしております。その先進地である場所に教育関係者の皆様が視察に行かれたと思いますけども、まさしくもうそういうような一貫教育をするというような方針で教育をスタートさせた地域もあるわけでありますから、やはりその辺は地域の小学校がなくなるということは大変寂しいものがありますけども、状況下を踏まえて東庄らしさを出せる教育をするには何が理想かと、そういう大前提をつくって理想に向かって進んでいただければいいなというような思いをいたします。

この場では委員会がありますので、私たちが申し上げることはできませんけども、こうなればいいなというような思いはいつも持っております。今後、皆様方が議会と一緒に、また教育関係者も含めてこの学校のあり方、組織のあり方、十分精査して検討いただければありがたい、このように考えているところであります。

また婚活の問題でありますけども、先ほど最後に近隣の話をしていただきました。もう絶対数が少なくなっているということがあるわけでありますから、今までは町内でそういう検討が加えられたと。また出会う場所をつくったということで進めてきたわけでありますけども、今は広範囲になってきたんだろうと私は思います。いろんなことを考えれば、やはり結婚するということになれば、どこにどのような形で糸が結ばれるかわかりませんが、やはり多くの組織が動き出すということだと思います。それに携わる人が必要ということであれば臨時の職員を入れても、若い人たちが結婚して、またその家庭を持てるということであれば町にとっても財産でありますので、そういうことであれば今後、即検討に入りたいとこのように考えております。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

次に、9番、林甚一君。

9番（林 甚一君）

9番、林です。初めての質問でございます。だれか先ほど、あれ、委員長は原稿も持っていないじゃないかということで、いろいろ言われていましたけれども。

実は東庄町は農業が盛んな産業でございます。それでもって、私も農業に70年も携わってまいりました。質問の内容はその欄に書いてあるように、本当に簡単明瞭なんですけども、私も農業の立場でございますので、ちょっと農業の話をしていただきます。

実は私が生まれたのが1941年、昭和16年ですね、9月1日生まれなんですけど、そのときにおやじが農業をやっていたんです。それで召集がかかりまして、その後、12月8日に「ニイタカヤマノボレ」とそういう加電があって、私のおやじは長野の方だったんですが、日本の艦隊はちょうどハワイの真珠湾、皆さんご存じのパールハーバーですね。あそこのちょうど昼間過ぎにちょうど先手攻撃したわけでした。それで「トラトラトラ」と打電が来ました。うまくいったと。それが12月8日ですね。それから4年8カ月、昭和20年ですね、終戦です。そのときの思いは偉いですね。広島へ原爆が投下、8月6日、長崎には9日、終戦が8月15日、日本はそれから一挙にどん底です。悪く言えばアメリカの植民地になるわけですね。アメリカがせきしたら日本は風邪を引く、これをずっとやってまいりました。今でもそうです。

それで、私が学校を卒業して、まだ卒業はしないかな、昭和30年はしていません。中学2年のときですね、東庄町ができたんです。笹川町、神代村、東城村、それと橘村ですか、これでもって東庄町が誕生しました。昭和30年です。その年にたしか売春禁止法ですか、それができました。そのように記憶しております。

それで、そのときからはずっと食料難でございます。アメリカから小麦も入ります、大豆も入ります、トウモロコシも入ります。本当に百姓をやっているも、芋が欲しい、ジャガイモも欲しい、そういうのが多かったですね。それでもって、一生懸命努力してまいりました。

それで39年は東京オリンピックの年です。新幹線ができる、それからは右肩上がりですね、ずっと。大変な勢いでございました。それからずっと私も農業をやっていたんです。頭が悪いから、豚を飼えば、みんな売ったものは自分のもの、借りたものも自分のもの、返済ができない、とうとう借金が膨らみました。今思えばちょうど三つばかりありましたね、借金は。そういう井勘定でございました。

それでもって、今でもそうなんです、農業は本当に機械化貧乏、やればやるほど損をする、そういう時代で、大分農業もやり抜きました。それでもっていい耕作地がまだ残っておりますけど、山沿い、あるいは深い田んぼ、あるいは畑もそうですね。畑もちょうど小見川から電車に乗って、長山まで来たら、ここからは東庄、東庄の顔ですよ、電車に乗ったら、橋があって、豊里もある。この鉄道沿線は荒れ放題です。後ほど、課長の方から耕作地は何百ヘクタールという多分お話があると思います。我々はそう考えると大したことないかなと思っておりますけども、物すごい数です。これからどうしようかなと。

私も実際もう20年になります。耕作地を開墾して、今3.5ヘクタールくらいやりましたか、農業をやればいまだにそんなにもうかりません。でも防災や防犯、これには随分役だったと思います、きれいになりますからね。そういうふうに考えて一生懸命努力してまいりました。

町自体も農業は基幹産業と言っております。それもいい手段で、私が知っている限りもう35年、40年ですね、東庄町は農業が基幹産業だよと。裏を返せばとんでもございません。おざなりでございます。私はどうにも1人では申しわけないけどできませんので、これから町がどのような対応をなさるのか、ひとつその本意を聞きたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、林議員の質問要旨1の東庄町の不耕作地について、要旨1、耕作地の面積及び今後の対応についてということでご答弁させていただきます。

まず不耕作地の面積でございますが、平成20年度から始まりました耕作放棄地全体調査によりますと、平成20年度は81ヘクタール、平成21年度は95ヘクタール、平成22年度も同じく95ヘクタール、平成23年度、99ヘクタールと徐々に増加の傾向にあります。これは小規模農家、中規模農家の高齢化や後継者の不足による耕作放棄地が増加したものと思われ、こうした耕作放棄地を解消するため、まずは基盤整備を行った農地を重点的に農業委員会、土地改良区等の協力をお願いして、担い手農家に集積できるよう指導、

PRしていきたいと考えております。

耕作放棄地解消にかかる国の補助制度としましては、耕作放棄地再生利用に対する支援事業で、再生利用活動に対しての支援として障害物除去、深耕、深く耕すことですが、農地、あと整地等の再生作業に対する支援で定額支援として10アール当たり5万円と、また重機を用いて行う場合に経費の2分の1以内の補助があり、また作物栽培に向けて肥料、有機資材、土壌改良資材の導入や、緑肥作物の栽培等の取り組みによる土づくりに対する支援として10アール当たり2万5,000円の補助、また耕作放棄地で営農するために材料等の調達、導入作物の絞り込み、作付等、営農定着の取り組みに対する支援として10アール当たり2万5,000円の補助等の制度があります。

なお、この補助制度には再生作業に10アール当たり10万円以上かかること、再生後5年以上耕作すること、農振農用地区域の農地であることなど、支援を受けるための要件がいろいろと設けられております。また、町の補助金としましては、耕作放棄地の再生に取り組む町内在住の農業者に対し、国の耕作放棄地再生利用交付金に10アール当たり1万円を上乗せするものがございます。

耕作放棄地の解消に取り組んでいる事例といたしましては、平成23年度に町外1名の方が県の補助事業を使って東庄町内の耕作放棄地1ヘクタールを再生しており、また平成24年度、今年度には町外の3名の方が2.4ヘクタールの耕作放棄地解消を計画しております。この計画は重機を用いて行う農作業で、経費の2分の1以内が補助される国の補助制度を利用して実施するものでございます。

また、町で予算化しております耕作放棄地再生事業補助金につきましては、町内の農業者に限られておりますので今回該当しませんが、来年度以降につきましては、耕作放棄地再生事業に取り組む農業者の条件を町内在住者に限らず、町外の方も対象とし、制度を広くPRし、耕作放棄地の解消に努めたいと考えております。

耕作放棄地につきましては、全国的に同じような状況がございまして、農業の構造的な問題も抱えておりまして、各自治体ともいろいろ取り組んでいるものでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

9番。

9番（林 甚一君）

どうもありがとうございます。今課長の方からいろいろる説明がございましたけれども、私たちの議員でもその内容はちょっと理解しかねます。まして、町民の方は全然ほとんど理解はないと思います。何かいい方法がありましたら、私どもじゃなくて、町内皆さんにうまいぐあいに伝達できればなど、そのように考えておるんですが、どんなものでしょうかしら。

考えがありましたら、答弁をお受けして終わりたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

農業の補助制度につきましては、なかなか非常に難しいところがございます。我々も非常に難儀しているところでございまして、わかりやすいようなPRに努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

9番。

9番（林 甚一君）

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林甚一君の一般質問を終わります。

次に、5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

5番、佐久間です。町内の各区のあり方についてご質問します。

現在、我が町東庄には34の区から構成されておりますが、各区の戸数並びに世帯数は実際の住民基本台帳の戸数並びに世帯数とかけ離れております。中にはほぼ同数の区も存在しているところですが、福祉活動等については各区の区長さんが尽力し行っているところですが、しかしながら、区に属さない住民に

については一切かかわっていない状況であります。ただし、支援は受ける状況です。町、区においても財政厳しい中を協力し運営しております。このような状況を改善し、住民の協力を得ることができるかどうか、町としての考え方をお伺いしたいと思います。

続きまして、災害時における地域コミュニティの活用について、東庄町各地区においては地区の各種行事で使われていた備品等を収納してある道具倉庫が整備されております。しかしながら、現在は生活の変化に伴い、その道具倉庫や備品等が使用されていない現況となっております。この使われていない備品はテントや炊き出し用のかまやこんろなどの災害時においても活用できる備品であろうと思われます。

昨年の東日本で発生した地震の被害もありましたが、1年半以上の日々が過ぎた中で災害に対する意識が多少薄れている現況もあるかもしれません。その中で、各区に整備されている道具倉庫を利用し、いざ災害が発生した場合、各地区においてすぐに対応できるよう、現在置いてある備品に食料や飲料水など、不足する物品を加えて整備しておくことがこれからの防災対策として必要ではないかと思われます。

町において補充する各種品物を各地区に整備していただければ住民の防災意識も高まり、さらには地域の連帯感が高まるのではないかと思われますが、町の見解をお聞かせいただきたい。

2回目以降は自席にて行います。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

それでは、私の方からご質問のありました1点目の町内の各区のあり方について、区に加入しない住民の増加する現状を鑑みてという、これについてまずお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、近年区に加入しない世帯が増加傾向にあるということは町としても認識はしております。今年度から始まりました行政協力員まちづくり会議でも、区民の中で区を抜きたい人がふえているといったことが話題になり、区長さんからいろんなご意見をいただいた経緯がございます。ある区長

さんからは地区内に新しく引っ越してきた方で、地域内には住んでいるけれども、区に入ると役が回ってくるという理由で区には入らない人がいるということ、あるいはまたお年寄りのひとり世帯で、区の行事になかなか参加できないから、あるいは区費や共同募金といった負担が重荷になるという理由で区を抜きたいという人もいるという、そういうご意見がございました。区によっては役を免除するとか、とにかく区に入ってほしいといった勧誘をしたり、あるいは経済的な問題は区費等を減免したりするなど、それぞれの区で苦心され、また努力をされているようでございます。

議員のご質問にありましたこうした区の問題は、町としてもかかわり方が難しく、こうすれば解決するといった明快な答えがなかなか見出せないのが現状だと思います。やはりこうした問題があるということを知っている町民の皆さんに知っていただくことが解決の糸口になるのではないかと考えております。

また、区は災害時に区民の安否を確認したり、あるいは区民がこぞって地域の祭りを開催するなど、防災や伝統文化の継承、連帯感の醸成といった面で大変大きな役割を果たしており、地域社会の基盤であると考えております。さらに、区長さん方には行政協力員として町政運営に特段のご支援、ご協力をいただいているところでもございます。

町の方では区の運営が円滑に行われますように、限られた予算の範囲内ではありますけれども、区運営交付金という形で支援をしております、引き続きできる限りのご支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時における地域コミュニティの活用についてということでございますけれども、防災用備蓄品の整備について、地区の道具倉庫を活用してはどうかということでのご質問ですが、現在町の方ではおおむね1,250食分の乾パンなどの非常食、それから2万5,000本のペットボトルの水などの備蓄がございます。非常食や飲料水につきましては、第一にそれぞれのご家庭で準備を備蓄していただくことが大切であると考えております。地域の倉庫に備品を備えていただくことは、防災に対する地域の連帯感を醸成する上でも有効と思われれます。地域の道具倉庫の活用につきましては、やはりそれぞれの区のご事情もあろうかと思っておりますので、今後も区長さん方と協議をして検討してまいりたいと思っております。

以上で、私の方からの答弁を終わらせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

5 番。

5 番（佐久間義房君）

東城地区とか橘地区、神代地区なんかは明確にこう地区でもって線引きされているんですけど、笹川地区においてはその線引きが明確でないんですね、仲内、鹿野戸だとか。そういう線引きを明確にするというような町の見解としてはどうなのかをお伺いしたい。

なぜならば、街灯や何かの恩恵を皆受けているわけなんですよ、彼らは。その電気代は各区の班が負担しているわけなんですよ。同じ通り沿いで鹿野戸もいれば菰敷の人もいれば仲内の人もいる。そういう不明確なところでは、仲内区では街灯の電気代を払っている。恩恵は違うにしろ払っている。そういうふうな状況がありますので、線引きも必要ではないのかなと私は思うんですけど、その辺の見解をお伺いしたいと。

それと、先ほど町では区に入っていただけという手だてがないという話でしたが、新宿区においてなんかは新しくうちを建てるに当たって、新宿土地改良区に排水を流す、それは区に入ることが条件として許可を出している、そういう区もあるものですから、町としていろんな入っていただく思案というものを考えていただく必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

総務課長。

総務課長（五十嵐秀司君）

今、新宿区の方では排水の関係等で区に入っていただくというようなお話がありました。そういうことが区への加入に大きな効果があるということは私も認識はしております。ただ、行政がそこまで介入すべきことではないということで、私は介入すべきではないのかなということで認識はしております。やはりそれは地域の区の役員さん方、あるいは転入してきた方のそういう話し合いの中で決めていただくのが一番ベターなのかなと思っております。

それから、線引きの関係でございますけども、基本的には笹川のことだと思

いますけども、区の境界というのは地区地区の区の方の合意によってやっぱり決定するものと思います。それぞれ区長さん、班長さん等がおいでになって地域の状況というのは把握をしていると思いますので、そういう中で解決をしていただけるのが一番いいかと思っております。

今後とも、一つの課題として、また今後のまちづくり会議、そういうものの中で区長さん方のご意見等を伺っていきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

5番。

5番（佐久間義房君）

地域住民は今義務を果たさず、権利だけを主張する住民がふえているようなんですけど、危険物置き場なんかにおいても区でもって管理している状況において、区にも入っていない人間が平気で危険物置き場を使っている。拒否はできませんけど、一応そういう人を見かけたら自分たちは「区に入りなさいよ」というような声掛けはしているんですけど、なかなか入っていただけない状況があるようなんですけど、こういう議会でもってこういう問題を提起したということに意義があるんじゃないかと私はそう思いますので、これで以上、質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に、2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網です。初めての一般質問なので多少緊張しておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、町の産業についてお聞きいたします。初めに農業の将来の展望について、これは先ほど林議員が同じような質問をしていましたので、省かせていただきます。

それでは、東庄町の農業は基幹産業として今位置づけられておりますが、我が町の農業についてどのような方向に向かっているのかを簡単でよろしいので、

ご説明いただきたいと思います。

続きまして、産業振興における町の役割をお聞きいたします。私は情報不足によって事業の判断を誤らせてはならないと考えております。数年前東庄町は袋物加工業がタウンページで二、三ページの名前が連なっていたと思います。しかし、現在は力のある業者だけがただいま仕事を行っております。これは問屋と加工業の情報が一方通行だけであるからだと私は考えております。本来ならば横のつながり、そしてネットワーク等あれば賃金の値引きや外国への取引などはなかったかと私は考えております。

そこで、町の産業振興は情報の発信が一番だと私は考えております。そこで今、町は商工会やJ A、あと特定の団体に加盟している人はよろしいんですが、加盟していない人の情報に対してどのように連絡及び情報をするかをお聞かせください。

続きまして、地域通貨の活用についてお伺いします。

まず初めに、地域通貨といえますと商品券と思われがちですが、商品券が流通する、それが流通する商品券を地域通貨と、荒っぽい説明ですが思ってください。仕組みを説明しますと、サービス、商品を利用するために地域通貨を購入する利用会員と、サービスを行ってくれる活動会員、それと地域通貨とサービス、商品等を交換できる商店、それと地域通貨の流通に協力できる各団体、以上の会員で行われる通貨だと、荒っぽい説明ですがそのように考えております。

地域通貨の採用を希望する理由といたしまして、最初に地域限定で供給が行われ、町以外にお金が流れない。次に、ボランティアの謝礼として支払いを行ったり、受け取ったりできる。次に、住民同士の善意のお礼とか、助け合い、そしてお見舞い、お礼、お祝いなどに利用できる。続きまして、各イベントや各種団体の参加に対して、商品とか謝礼に使用ができる。続きまして、町内の商店で商品及びサービスを交換できる。次に、老人の知恵や若い人の知恵をサービスとして利用できる。また、自分が知らなかった可能性を発見できる可能性もあります。続きまして、地域通貨を利用することでさまざまな人間関係が生まれると私は思っております。

以上の理由から地域通貨の採用を望んでおります。これについてどのような

お考えなのか、お聞かせください。

以上3点ですが、質問をさせていただきます。次回からは自席にて質問をさせていただきます。ありがとうございます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金島正好君）

それでは、大網議員の質問事項、町の産業について、質問要旨1の農業の将来展望について、2の産業振興における町の役割、3の地域通貨の活用についてにお答えいたします。

まず質問要旨1の農業の将来展望ということでございますが、農業は町の基幹産業として位置づけられておりますが、農家数、農業就業人口は年々減少傾向にあります。これまで生産基盤の整備、認定農業者制度の普及、特産品のブランド化などの農業振興策を実施してきましたが、今後は地域農業の組織化や大規模化による効率のいい経営基盤強化など、収益性の高い農業経営に向けた取り組みを促進していきたいと考えております。特に、後継者不足問題は喫緊の課題と考えておりまして、基幹産業である農業の後継者を育てていくために、若手農業者で組織されているJAかとり青年部の活動の支援をしていくほか、農村ふれあい塾では若手農業者の研修会参加への助成や、若手女性農業者交流会の開催など、地域での担い手となるべき若者の支援を行っていきたいと考えています。

次に、産業振興における町の役割についてでございますが、町内各種団体等の情報収集については改めては行っておりませんが、商工会やJAなどがそれぞれの加入者に対し情報収集、あるいは情報提供を行っていると思います。町としましては、特定の団体に加入していない事業主の方を含めまして、それぞれの分野の情報について広報紙、回覧、町のホームページ等でお知らせしているところでございます。

次に、地域通貨の活用についてでございますけれども、この地域通貨ですけれども、現在活用されている形態はさまざまな形で行われているようでございます。カード方式、ポイント方式、割引方式、チケット方式といろいろな活用する方法があるようでございます。町としましては、先進地の状況等を収集調査

していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

2番。

2番（大網正敏君）

ご答弁ありがとうございます。地域通貨につきましてはいろいろなやり方が多分あるはずで、東庄町の唯一のやり方でよろしいのかなと私は考えています。ほかの地域にはないようなやり方で地域通貨を採用してもらいたいと思っています。

以上です。これで質問を終わりにします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

13番、山崎でございます。本日最後の一般質問を行わせていただきます。お疲れのようですけれども、眠らないで聞いてください。

この会場におります花香議員を除いて、10年後には全員が高齢者になります。本日は高齢者が元気に暮らせるまちづくりについて、質問いたします。

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、現在の高齢化率は27%を超え、町民の4人に1人以上は高齢者という状況です。平成27年度には団塊の世代が全て65歳以上となり高齢化率が急激に増加し、平成29年には33.3%となる見込みで、3人に1人が高齢者になると推計されています。これに伴い、平成12年に開始されました介護保険制度も要介護認定者は年々増加し、介護サービスの利用者や利用料が増加し、保険給付費も大幅に増加している現状です。

第5次東庄町総合計画後期基本計画の中にあります、高齢者福祉の充実の施策として生きがい対策の推進の項目で、「すべての高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、就労の場やボランティア活動の機会、子どもたちとのふれあいの場などを提供するとともに、高齢者による組織づくりを促進し、活動しやすい環境を形成していきます。」と書かれていますが、高齢者の活動の場をサ

ポートする体制づくりとして、町はどのように推進しているのか、お聞かせください。

また、第6期高齢者福祉計画の中で、日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ますと、地域活動への参加状況の設問ではサークルや祭り・行事、老人クラブ、ボランティア活動等に何も参加していないと答えたのが38.2%という結果でした。また外出を控えている理由で、「外での楽しみがない」という答えが15%ほどありました。数字だけではわからないところもあると思いますが、高齢者が生きがいを持ち、また元気に暮らせるようサポート体制が必要かと思えます。

世間では老人クラブと聞くと年寄りくさいと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。本年は全国老人クラブ連合会創立50周年に当たるということです。現在全国に11万クラブ、718万人の会員がいるそうです。我が町でもかつては全地区にクラブがあったようですが、現在は16クラブで400人足らずの会員数で、60歳以上の人口から見た加入率はわずか6.5%です。県下で加入率の一番高い匝瑳市は44.1%で、その中で東庄は全く下の方に位置しています。近隣の香取市、神崎町、多古町と比べても大きな開きがあるようです。減少してきたのにはそれなりの理由があるのでしょうか、私は単に老人クラブが減ってきたというだけではいけないのではないかと考えます。

最近町内を歩いていますと、仕事が定年になり、家の中でも特にやる仕事もなく、お金のかかる趣味もだんだんできなくなり、テレビの前に横になってばかりの人、女性であれば家事をやったり、近所のお茶飲み友達のところへ遊びに行けても、男性はなかなかそれもできずにこのままでは認知症になってしまうのではないかと心配してしまう方を見かけることがよくあります。人は体を動かしたり、会話をしたり、笑ったり、また何かやりがいというものがないと元気でいられないと思えます。老人クラブ等でスポーツをしたり、ボランティア活動をしたり、お茶飲みや食事会もしたりして、元気に生き生きと生活している方もいらっしゃいます。これは介護予防には大きな効果を発揮していると考えます。

町は今年度老人クラブ活性化事業補助金を新設しましたが、現在のクラブの状況をどう改善していきたいのか、補助金を出す効果として何を期待している

のかをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨の1点目、高齢者の活動の場のサポートについて申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、第5次の総合計画の後期基本計画では7章1節、高齢者福祉の充実の施策4に、生きがい対策の推進として取り組む事業を記載しております。シルバー人材センターの活用促進、ボランティアなど高齢者活動の促進、高齢者と子どもたちとの交流の促進、高齢者を対象とする介護教室や料理教室の開催支援、高齢者組織の育成と活動支援、これらをつたっておりまして、基本的には高齢者の皆様の自発的な活動を重視しまして、町は側面からそれを支えていくという考え方であります。

国立社会保障・人口問題研究所による平成20年12月の日本の市区町村別将来人口推計では2035年、平成47年には東庄町の65歳以上の老年人口割合が42.8%、75歳以上の人口割合でも29.3%という超高齢社会になると見込まれております。町としましては、介護保険や医療保険の給付の増大に並行しまして、高齢者の社会的孤立が深刻化しておりますので、閉じこもりや認知症などの増加にもさらに拍車がかかるのではなからうかと大変懸念をしているところでございます。

したがいまして、高齢者が積極的に社会活動にご参加をいただく機会の提供、高齢者がみずから進んで出かけることのできる居場所の確保などによりまして、高齢者の地域からの孤立を防ぐといったことが重要になっているものと認識をしております。そのため、シルバー人材センター、千葉県生涯学習大学ですとか、町のことぶき大学といったいろいろな分野で趣味や実益を兼ねて拡大する機会も多く設けられているわけでありまして、町としてはさらに先進事例などを研究するなどいたしまして、施策の充実を図ってまいりたいと考えます。一方で、民間のNPOの立ち上がりなどにも期待を寄せているところでございます。

次に、町が推進する介護予防の観点から平成25年度の予定事業になります
が、地域包括支援センターの事業を一つご紹介申し上げます。県の補助事業を
活用しまして、はつらつ支援ボランティア養成事業の実施を予定しております。
これは地域の元気な高齢者にボランティアをお願いいたしまして、地域に介護
予防を広げる活動を行っていただくものでございます。

これらの事業や施策の複合によりまして、高齢者が元気で生き生きと暮らせ
るようなまちづくりを進めていくことが、ひいては介護保険、医療保険の給付
費の抑制となり、閉じこもりの防止などの効果につながればと考えております。

続きまして、ご質問の2点目、老人クラブの活性化事業補助金の件でござい
ます。

この補助金は後期事業計画で取り組む事業のうち、高齢者組織の育成と活動
支援の部分にかかわってくるものでございます。結論から申せば、補助金の最
大の狙いとしましては既存クラブの活性化はもとより、議員ご指摘のようなこ
とも踏まえまして、老人クラブの減少に歯どめをかけ、なおかつ各地域におけ
る新規老人クラブの組織化、数の増加を期待しているものでございます。

前段では触れませんでしたけれども、町は老人クラブ連合会、単位老人クラ
ブの活動の重要性に着目しておりますので、クラブ数の減少という高齢者の増
加と相反した傾向は大きな問題であり、現状の維持ですとか、あるいは拡大が
喫緊の課題であろうと認識しているところでございます。

老人クラブにおいてはこれから団塊の世代、元気で若い世代の高齢者をどの
ように老人クラブに取り込んでいくのか、また老人クラブの組織運営もこれか
らの時代に見合った形にどのように変えていくのかといった課題があるかと思
われますが、町としましては事務局である町社会福祉協議会とも連携をとり
まして、必要に応じ積極的な支援をしてみたいと考えております。

また、町では東庄町見守りネットワークを組織しておりまして、老人クラブ
はそのネットワークを支える大きな柱の一つと位置づけております。しかしな
がら、年々老人クラブ数が減少をし、地域においては婦人会も既になく、少子
化のため、子ども会も組織できなくなっているような状況でございます。

町としては、地域の団結する力が衰え、見守りの組織力が結果として弱体化
していくということを大変懸念しておりますので、以上のことにより、今年度

より制度化しましたこの補助金も、ぜひとも効果的にご活用いただけますようPRをさせていただきます、答弁にかえさせていただきますと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

シルバー人材センターはもう本当に定着してきていると思いますので、その辺は問題ないんですけれども、なかなかボランティアをしたいとか何かをしたいといっても1人ではできません。特に男性はできません。これはいろんな事例があるんですけれども、シニア世代との協働による地域づくりということで、ただの老人クラブとか高齢者の集まりではなくて、そこで事業をしていくということで、そこに町が入ったり若年層、若い高齢者が中心になってまちおこしをしていくということで、京都府の城陽市では「定年退職後の人生は地域の仲間づくりから・・・！」をスローガンにして、「おとなの日曜塾」というタイトルで、後には「おとこの日曜塾」というタイトルになったそうですが、雑談会から始めて、おいしいコーヒーの入れ方とか料理教室とか講師を呼んで、そこで生活のスキルを学ぶ、そういうところを立ち上げたり、鳥取県の伯耆町では「どぶろく特区による地域活性化」ということで、地域側がいろいろな資源の問題もありますけれども、どぶろくを醸造して名前で販売して、そこに付け加えて「かあちゃんそば」といって区の集会施設で毎週土日、お昼の時間帯に地元のかあちゃんといっても多分おばあちゃんという立場かと思いますが、地元でとれたそば粉を使用して、豆腐やそばをつくって販売というか、お店を営業しているということです。

あと三重県の菰野町というところでも「いきいきサロン」、それは自治会で誰もが気軽に参加できる居場所づくりとして「地域のお茶の間」をスタートさせたということで、地域の高齢者、特に男性はお茶を飲みに行く場所もないということで、若い高齢者が世話人となって進めているということもあります。これはただの集まりだけではなくて、趣味と実益とはちょっと違うのかもしれませんが、こういう形で立ち上げております。

NPOという言葉も先ほど出ましたが、東庄町でNPOというのは多分三つ

しかないと思います。鈴木議員も立ち上げておりましたけれども、なかなかうちの町ではNPOといっても、そこにとっかかる人たちがなかなかおりません。だから、やっぱり誰かが誘導したり先導しないとそういうものができないのではないかと思います。特に役場職員のOBの方であったり、事務にたけている人、特にそういう方たちを中心にいろんなものを立ち上げていっていただきたいと思います。

羽計台とか竜神台は高齢化が一気に進みます。地元の神代とか東城地区とは違った形の高齢者がふえてくると思います。まだまだもともとのその土地に住んでいる人たちが高齢になると、よそから来た人たちが高齢になると、また違った観点から違う施策もしなければならぬかと思います。

私は思うんですが、今現在地区の集会所とか青年館はほとんど利用されておられません。ここを大いに利用して福祉課の方で行っている出前講座とか、料理教室でも講習会でも歩いていける範囲でつくらなければ、町で年に何回かやってもそれはほとんど意味のないことだと思いますので、気軽に集まれる場所をつくるのが大事かと思います。それには立ち上げていくのにも、やっぱりPRをしたり先導をしてあげる人がいないとできないのではないかと思います。ですから、広報等でやっぱりいろいろ誘導してあげるのも大事かと思います。

老人クラブですけれども、今現在会員の方たちは活動も一生懸命なさっていますし、元気で楽しく活動もされております。特に笹川地区なんかはほとんどなくなってきております。入りたくても入りたいとは言えないし、作りたくてもつくるとも言えないという方も大勢いらっしゃいますので、その辺も広報等で既存のクラブの活動内容を紹介してあげたりして、もっと活性化するようにしていければと思います。

ただ集まってお茶を飲んだり何かをするというのなかなか続かないことだと思います。先ほど林議員の休耕地の話が出ましたけれども、町にも休耕地がいっぱいあるわけですから、そこを有効活用してみんなでそこで野菜をつくるとか花をつくるとかして、自分たちでつくって売って、収入はなくてもいいですけども、ものをつくるということは元気の出るもとになるのではないかと思いますので、そういうことも将来的には考えていきたいなと思います。

子どもたちの下校の見守りも神代地区では現在行われておりますけれども、

そういうのも小さい単位で老人クラブを介してやっていただければもっとよくなるのではないかと思います。

老人クラブではやっぱり各クラブのリーダーの養成とか、若い高齢者の加入促進にこれからも力を入れることが一番大事かと思しますので、その辺はやっぱりどこかで先導しなければいけないんですけれども、いつまで待っていてもなかなかできません。今老人クラブの会長さんや入っている役員の方たちは何とか盛り立てようとしておりますので、今がチャンスかと思しますので、一気に広げていっていただけたらと思います。

まとめりませんけれども、町長もことし晴れて高齢者になりました。町長もお考えがあるかと思します。私たちも10年後には高齢者になりますけれども、10年単位で考えていかないとすぐにできるものではないと思しますので、ぜひ町の取り組みとして元気な高齢者で医療費の削減、介護予防費の削減を目指して町一体となって取り組んでいっていただきたいと思します。

答弁はございましたら、よろしく願いいたします。以上で私の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（林 敏行君）

なかなか行政主導でいきがたい施策ではございます。花香議員を除いた10年後、ここにいるほとんど全員が高齢者になっておりまして、自分たちが高齢者になったらどんな老人クラブの形が考えられるのか、今の私たちが行く末から考えていきたいと存じます。

また、ここにおられる議員の皆様方におかれまして、もしリタイアされるようであれば今後、地域のリーダーとして地域の奉仕活動、あるいは地域の老人クラブ活動にご支援、ご助力を賜ればと考えております。よろしく願いを申し上げまして、整いませんが答弁とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

岩田町長。

町長（岩田利雄君）

指名でありますから。実は今お話を聞いておりました高齢者の出番というのはいろいろあるんだなということを実感した次第であります。ボランティア、ボランティアというものですから、いつもただ働きをしてしまうというふうに考える人もいます。しかしながら第一線で、先ほどご質問をいただきました林議員は今70歳を超えておりますが、生年月日を言いましたから、ああ、71歳か、72歳になるのかな、もうそろそろこう思っておりました。自分がまだ第一線で働いております。ですから、65を過ぎるともうあなたは高齢者だという決めつけではなくて、多分今60歳で定年された方たちは、実際にはまだまだ働けるよという意識の中でいると思います。ただ加入率は非常に低いんですね。もう俺は60歳過ぎたから老人クラブにすぐ入らなくちゃいけないという人はそんなにいないんじゃないかなという思いがします。

とにかく、今働けるときに働く、何でもいいというような考え方の人たちもいます。まさしく、シルバー人材センターというのはそういう人たちが働く系口と申しますか、そういうものを見つけるために組織化されたものでありますから、今度は人材センターに知恵をかりるとか、また個人的に林議員が今やっている仕事を手伝いながら一緒に収入を得るとか、また経済的なものを考えれば収穫の喜びを知るとか、そういうようなものが大変きつい仕事分野にはなるんですけども、仕事をするか、それとも収入はもういいから趣味でいくか、若いうちにやれなかったことをもう1回やってみるか、いろんなチャレンジの方法があると私は今思います。

コーヒーの入れ方を覚えるのもいいと思いますけれども、まだまだ健康で楽しく長生きしてもらいたいというのが町の直接の考え方でありますから、その健康維持につながる、そして本人が生きがいのある、やりがいのある、そして幸せを感じるもの、こういうものは何かということで今、実際に全国のいろいろな組織、そしてまた高齢者の団体を精査して、町にこの今のような現状をどうしたらそういう方々に一緒になって仕事をしていただいたり、また個人的には健康を維持できるような、ただ歩いて健康をつくっている人たちがいるわけですから、作業をして健康もつくれるわけでありますから、そういう意味においては何がいいかなということの選択肢を何通りかつくって、こういうことに参加してみませんか、それにはやはり強いリーダーを地区で主導的役割をする

人たちがたくさんいますから、先ほども議員さんの1人を除いた全員がという話がありましたけども、まさしく執行部側、議会がお互いに該当するわけがありますから、一緒に知恵を出して頑張っていきたい、このように考えております。

よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

13番。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございました。先ほど言い忘れましたが、今老人クラブの大切な部分で、各小学校でいろいろ交流をグラウンドゴルフとかで、小学校に招待されてゆったりしていることもあります。クラブに入っていないければ呼ばれないし、よく学校行事でもおじいちゃん、おばあちゃんを呼んで何かをやったりとかあります。でも、今核家族が進んでおりまして、孫と一緒に同居しているといううちが少なくなってきました。そうすると、そのおじいさん、おばあさんはどこにも行くところがないということだってありますので、やっぱりそういうクラブで立ち上げてもらえれば、そのうち学校に呼んでいただいたり、学校の子どもたちと交流できたりというのができると思いますので、それをちょっと先ほど言い忘れましたので、申し伝えたいと思います。

10年後は私も高齢者になりますので、今から考えながらこれから町にどれだけ貢献できるか、頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

これで延会します。

あすの会議は議事の都合により、午後2時に繰り下げて開くことにします。

本日はご苦労さまでした。

(午後 3時47分 延会)